

平成30年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成30年6月18日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第32号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について

第33号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第34号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第35号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について

第36号議案 工事の請負契約について（北部中学校校舎増築工事）

第37号議案 財産の取得について（職員用パソコン）

日程第3 決算特別委員会の設置

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 都築一三君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	教育部次長兼 学校教育課長	牧野宏幸君
建設部次長	佐々木要君	会計管理者兼 出納室長	林敏幸君
消防次長兼 消防署長	小山哲夫君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 伊與田伸吾君、3番 稲吉照夫君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第32号議案から第37号議案までの6件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第32号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第32号議案でございますが、幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正であります。この改正の理由につきましては理由を挙げてございますが、新たな産業の創出ということでも掲げられているわけでありましてけれども、新たな産業の創出とはどのようなことを目的とするのかについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の情報公開条例及び個人情報保護条例の改正理由の中に法律改正がございますけれども、2つの法律のうちの1つがいわゆる行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いということで、この法律名にあります新たな産業の創出とはということら辺の御質問だと思いますけれども、情報通信技術の進展によりまして、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、個人情報の保護を図りつつ個人の行動、状態等に関する統計的な情報、いわゆるパーソナルデータと言われてますけれども、適正かつ効果的な利活用を積極的に推進するため、個人情報保護法の改正が行われたという形のものであります。新たな産業につきましては、いわゆる第4次産業革命技術の社会実装、例えばIoTとか、ビッグデータとか、人工知能、AI、ロボットなどを利用して、新たな商品開発などを行う目的、そういったような産業創出ということでありまして、そういったシステムも含めて開発を行うような産業の創出といったことが想定されているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それはいつ改正されたのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 平成29年の5月30日施行となっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 個人情報が企業の利活用ということでどんどん拡大をするものがございますけれども、5月16日にはまた国会で生産性向上の特措法が成立しております。この成立によって本人の同意なく個人情報を取得、あるいは利用してもいいという企業の個人情報の緩和という、いわゆる個人のもうけ優先というものが出てきたわけがございますけれども、この一連の改正の中で、じゃあ、個人情報はどうやって保護するのかということでございます。この個人情報の保護条例の一部改正については、特定の個人を識別することができるもの及び個人識別符号が含まれているものとするを明確に定義をするということで、今回の改正が行われるわけがございますけれども、個人情報の定義、それからマイナンバーの件でございますが、この利活用が拡大をすることによってどうなっていくのかということでございますが、保護についてはこれをどう行っていくのかということでございますけれども、これについても個人情報の定義と個人識別符号、これについてもお尋ねするものでございますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほど申し上げました法律改正、法律の名前、平成29年5月

30日のものをございまして、その後の状況というのは刻々と変化しておりますけれども、今回の幸田町の条例改正については、そういった国の動きについては、特に我々はそういったビッグデータとかいろいろな情報活用の観点でのものにつきましては、いまだまだ不明確でございますので、今回の条例改正につきましては、その定義について明らかにしていくという、いわゆる個人情報の定義が今まで曖昧であった、グレーゾーンであった部分を明らかにしているということでもあります。

まず、個人情報の定義については、いわゆる1つ目の条例の中に情報公開条例、この中では個人に関する情報ということで氏名、生年月日その他の記述等ということで、条例案に書いてありますように、文書、図面、電磁的記録に記載される記録、また音声とか動作、その他の方法を用いてあらわされた一切の事項、また個人情報保護条例の中での個人情報につきましては、氏名、生年月日、その他の記述等云々、ほぼ同じ内容で、いわゆる情報公開も個人情報も今まで概念的なもの、取り扱いの部分で個人情報と扱っていたものをここでしっかり明文化したというふうなところ辺が大きなものであると。

それと、もう1点、今御質問にありましたように、新たに明確化したのが身体カード等の個人情報の個人識別符号が含まれるということで、カード関係もそういった面では識別符号になるということで、この識別符号につきましては、特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号、いわゆる生体認証ですね。DNA鑑定とか、顔認証とか、指紋など、そういった生体認証。また、もう1つは、個人に発行されるカードや書類において、対象者ごとに割り振られる符号、公的な番号、旅券番号も含めた、ありましたマイナンバーとかそういった面の部分の公的なもの。このように個人識別符号は、その情報単体でもって特定の個人を識別することができるという個人情報として位置づけられたということが、今回の定義の明確化ということになっておりまして、今までもこれは扱っておりますけれども、それを文字として、条例として、また法律として、そういったものをしっかり位置づけているということで、運用面では何ら変わるものではないわけですが、ここでそういった定義をしっかりさせていくということが今回の条例の改正の目的であります。したがって、最初に申し上げたような国の動きとかそういった面は、ビッグデータの活用とかそういった面は我々もまだ静観している状況でございますが、それよりもやはり個人情報をしっかり明文化していくというところ辺が大事であるということから、今回条例改正に踏み切ったということでもあります。そういった面で2点目の御質問のどのように保護していくかというところ辺につきましては、今までどおり条例規則に基づいて保護していくという形のものでございます。そういった面では、そういった明文化することが今回の条例改正の目的であるということだけ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は、個人情報をしっかりと明文化するということだということの説明でございますが、次の要配慮個人情報、この部分につきましても人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実などの個人情報、これを要配慮個人情報として蓄積をされるということでございますが、いわゆる人権の侵

害をするようなものまで入っているというこれを明文化していく。もしこれが情報漏えいしてしまったらどうなるのかと、こういうことも危惧されるわけでございます。こうしたそもそもこういう内容のものを自治体が明文化し、そして蓄積をしていく。こうした情報が世界に飛び回ったらどうなるのかということでございますが、その点についてどこまで拡大をするのか、人権侵害にはならないのか、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の改正の中に要配慮個人情報という新しい言葉が入ってきております。それもはっきり個人情報を定義、明文化するための中で1つあるわけですが、今までこういったセンシティブ情報と言ってますけれども、保有してはならない個人情報の中で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、今までは人種とか、民族とか、心身障害の状況、犯罪歴等と解釈してそういったものを扱っていたわけですが、今回の改正では、これらを要配慮個人情報として明確に定義するというので、より慎重に扱うということをご明文化しているということでありまして、拡大ではないということをご申し上げたいと思います。この要配慮個人情報を改めて申し上げますと、これは行政機関の個人情報に関する法律に基づいた部分に条例は引用しておりますけれども、そういった中では要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、犯罪歴、犯罪被害事実、その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要する個人情報として扱うということでありまして、そういった中で、これを要配慮個人情報として位置づけながら、実際にはさらに詳しく政令の中で身体障害とか知的障害、健康診断、その他の結果など、そういったものを守るべき個人情報が明確化されたということでありまして、その取り扱いを集中制限ということで、今まではセンシティブ情報については保有禁止という状態でありましたけれども、それをいわゆる収集、集めてはならないという情報にしっかり明文化しているということでありまして、今拡大という形のものではなく、逆にそういった面では不利益につながるという状況ではない。明文化することによってしっかり保護されるということから、そういった認識をしているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 慎重に扱うということでございますが、保有してはならない、いわゆる禁止をされていた部分、これを明確にするということでありまして、なぜ明確にしなくてはならないのかと。明確にしなければならない理由は、じゃあ、今まで情報として集めていたのかというふうな思うわけでありまして、この点については個人情報の中身、これがどこまで拡大してきて保有しているのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の明確化というのがなぜということでございますけれども、今までの部分ではこれがグレーゾーンであったということら辺があったと思います。ただし、運用についてはしっかりこの部分は、幸田町に関してはもちろんそうですけれども、明確に行っていたんですけれども、これが法律の中にしっかり文言で入れていくこ

とで守られるという面では、それによってどうのこうのという状況ではないということをお願いしたいと思います。国として、この背景に先ほどの一番冒頭にありましたビッグデータとか、いろいろなAIとか、いろいろな情報の提供を意味するような法律改正があるわけですが、我々幸田町としましてはそういった状況はまだ見えてないということと、それに伴う部分については、もちろんそういったものを条例改正しないといけないことになっておりますので、今回の部分についてはこういった定義をしっかりとさせることで法律に引用してはありますが、そういった要配慮個人情報としての位置づけをしっかりとしているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） マイナンバーは個人情報がたくさん詰まっている、これからも蓄積をしていくように国の法律改正の中でも行われてきているところでございます。これが今幸田町の中で現在どのようにどこまで進んでいるかわかりませんが、しかしながら、今の中では例えば社会保障の関係でもマイナンバーによって個人の情報が把握できると、このようになってきているわけでありまして。これを一本化してくれば、行政も今活用するという中で行われているわけですが、制限はありますよ。制限はありますが、そういう中で行われてきている。ところが、このように今回明確に定義をするという中におきまして、これが定義をするということについていえば、これがマイナンバーにも蓄積をされてくるという裏返しではなかろうかというふうに思うわけでありまして。そうしますと、例えばこれがどんどん個人情報が蓄積をされ、それが漏えいをしてきたらどうなるのかと、誰が責任をとるのか、こういう問題であります。その点についてはこうした情報漏えい、この点でどのようになっているかということでございますが、その点については個人が守られるのかということでございます。いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほども申し上げたように、今回の条例改正は個人情報の定義や取り扱いに配慮を要する情報を新たに要配慮個人情報として定義することでありまして。それが主な目的ということからすると、その保存方法、もしくは管理ですね、こういった面については特に条例上変わるものではないということからすると、今までと同じようにしっかりと管理をしているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 他の自治体の中で個人情報が漏えいをしてきたという事実もあるわけでございます。また、この管理についてはしっかりと個人認証をしながら管理をしているよということと言われるわけですが、しかしながら、いつ何どき人間のことですのでうっかりということもあるわけですね。そうしたときに、じゃあ、その個人の情報が漏えいする、全く漏えいしないということではできないということが言われている中で、町としてどのように個人情報を管理していくのかと、この点について明確にしていかなければとても安心して暮らせないと。例えば要配慮個人情報、これがどんどん蓄積をされていく。そうしますとどうなるのかという、大変危険なものになっていくのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、いろいろな部分で情報漏えい、昨日のニュースでもございました。個人情報漏えいによって逮捕という面もありました。そういう面では法律に委ねる部分もございませうけれども、幸田町としましてはセキュリティポリシーに基づいて、これは平成27年12月1日に改定しておりますけれども、こういったものを随時見直しながら、そういった組織の情報の対策について総合的かつ体系的に管理をしていながら、またいろいろな部分で各部署での研修を含めて把握をしながら、漏えいをしないようにという人的な部分もちろんでございませうけれども、システム的な部分も含めて管理をしていながら、漏えいしないようにしていきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料の9ページ、2番目の改正の概要というのがございます。よろしいですか。アとして、特定の個人を識別することができるもの及び個人識別符号が含まれるんだよということを明確にしますよと。そういう次に、今はアですが今度はイとして、本人の人権、信条、社会的身分、こういうのがずっときてる。特に私が指摘をしたいのは信条、思想・信条の自由、これは憲法の中で保障されている。そういう中で、個人情報保護やら情報公開条例、こういう中で信条をあなた方はどうやって取得をして、どうやって管理をしているのか。まずお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） ここにありますように、思想、信条に関する個人情報、今まではこういったものを支持政党とか、所属する政治団体とか、政治活動の経歴、人生観、倫理観などと対しておりましたけれども、こういったものを含めたものを要配慮個人情報として収集してはならないという形になっております。そういった部分ではあります。本人の信条について、その内心の自由等の基本的な人権とか、今議員が言われたような憲法で言われる基本的人権、そういった面の中にもございますような部分についてはしっかり守っていかなければいけない、憲法の中でも基本的人権は第11条、また思想及び良心の自由はこれを侵してはならないというのが内心の自由として憲法第19条にうたわれているということでございますので、そういった部分はしっかり守っていかなければいけないし、そういった部分は基本的には取得できないということになっていきます。ただし、要配慮個人情報を収集してはならないの中にもいわゆる法令または条例に基づくとき、また利用目的をそういった面で当該要配慮個人情報が必要であるという場合については取得ができるという部分もございませう。それが具体的に保護されているかどうかという御質問になるとおもいますが、そういった部分では実際にはいわゆる取得は原則できないので、その部分は取得をしている状況ではないということは申し上げます。ただし、今、後半で申し上げたように特例で取得できるという部分もございませう。それが収集できるという部分が法令または条例に基づくとき、また利用目的を達成するために必要があるという形でありませうので、そういったものを取得する場合がございます。

す。その場合には確実にそれが保護されるように、また要配慮個人情報としてしっかり保持されるようにしていくということが今回位置づけられておりますので、これが曖昧ではなくしっかり位置づけることによって保護されるということでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそういうことをお聞きしましたか。質疑通告はどういうふうに書いてありますか。どんな方法で個人情報を収集しているのか、こういう中で信条を今回も先ほど申し上げた議案関係資料で含めておりますよと、こういうことですから、じゃあ、信条をあなた方はどうやって取得をするのか、どうやって管理してるのか、こういうことをお尋ねを、具体的な事例としてあるわけだ。思想・信条というのはみんな千差万別、全部個人の情報として保護されなければならないけれども、じゃあ、あなたがどういう信条を持っているのかと。どんな方法でその信条を収集しているのか、これをお尋ねしているわけでありませう。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 信条の部分については、実質個人情報保護法の中では収集してはならないということになっておりますので、その部分が今収集はしていないという回答になるかと思っております。例えばいろいろな要配慮個人情報についての部分で事務的な部分を整理する中で、いわゆる信条にかかわるところの個人情報については収集していないというのが回答となります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、先ほど申し上げた9ページの改正の概要のイ、この中で本人の人種、信条、ずっと下がって要配慮個人情報として明確に定義をするんだよということでもあります。だから、要はここで言うところの信条というものを、あなた方がどうやって把握するのか、こういうことでもあります。把握した後にどう保管するかというのは次の問題。どういうふうにご信条をあなた方は、個人情報、情報公開、こういう形の中で求めているのか。これを明確にしていきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、申し上げたように、幸田町の中で個人情報の取扱事務届出書という一覧表がありますがけれども、この中に信条にかかわる部分があるかどうかということがあるわけですが、これについては実質幸田町の今取得している個人情報の中ではそういった信条にかかわる部分はないということでもあります。ただし、例えば公職選挙法などで、例えば先ほど申し上げた部分で政党などの部分がありますがけれども、そういったものは個人情報保護の範囲ではないものですから、個別のそういった公職選挙法の中での閲覧行為という形になりますので、これは保護されるものではないものですから、そういった部分ではいわゆる信条としての取得をこういった中で行っているものは幸田町はないということをお答えさせていただきます。例えば、ちょっと紹介させていただきますと、例えば職員の採用試験でそういった信条について聞いてもいいかどうかということがありますがけれども、これは実際には今は採用試験の中ではこういった信条にかかわることは収集してはならないということになっておりますので、面接などで

もこういったことは聞かないということになっております。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 最も基本的な人権として、思想・信条の自由が憲法でも保障されている。そうしたときに、なぜここで本人の人種、信条、社会的身分、こうしたものがなぜ公開条例あるいは個人情報に対応する形の中で出てくるのかと。ですから私が申し上げたように、個人はさまざまな思想・信条を持っておられる、これは当たり前のことです。その当然のことを個人の信条として配慮していかないといけないよと、こういう規定であります。じゃあ、先ほど申し上げたように信条というのはどうやって調べるのですかということなんだ。具体的に私がどういう信条を持っているのかということはどうやって把握するのですか。これを個人情報やら公開条例の中に文章として入れるということは、幸田町によって全ての町民が持っている人の信条が全て丸裸にされる。丸裸にしますよという規定ですよ。これをあえて改正の中に信条を入れた理由は何ですかということなんだ。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実際にこの条例によって本人の信条を初め云々につきまして、要配慮個人情報のその中に収集してはならないということを明文化することで、これは収集しないこととなりますので、幸田町としても今後とも信条については収集しないということになるということをしかり明文化することが一番重要なことではないかということでございます。そういった面では、今回の改正によって要配慮個人情報の中にあるいろいろな部分がございます。法令とか利用目的によって収集が可能なもの、例えば国民年金法とか国民健康保険法、介護保険法、老人福祉法とか、幸田町税条例、いろいろな部分で法律に基づくそういったいわゆる要配慮の個人情報ですね、信条だけでなく要配慮個人情報。こういった面では、そういったものを取得する特例がございますけれども、その中にも信条に関するものについては収集できないということがしかりうたわれているということでございますので、お願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 個人の信条を取得することはできないよと、できないよと言いながら、この改正の概要の2番イでいけば重要個人情報として明確にするんだよということは、その前提は何ですか。その前提は、行政が個人の思想・信条まで把握をして、その取り扱いは慎重にきなさいよと、こういうことですよ。取り扱いをするのを明確にして、厳しくやるのは当たり前。しかし、あくまでもこの前提でいけば、個人の信条をつかんで、これが前提ですよ。個人の信条がどういうものかをつかんだ上で、みだりにその扱いをやってはならないですよという規定でいけば、本来的にどうやって全ての町民の信条を把握するのかと。その把握の方法について、把握した後の個人の情報を、個人の信条をどう保管をし、活用しているのかということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 恐れ入りますが、いわゆる信条についての収集についてはできないということになっておりますので、その辺について今いろいろな部分で、まず収集

できないというふうに文言として明記したというところがございます。信条に関する部分は、定義はされておりますし、なおかつ収集できないという状況になっておりますので、その辺については保管以前の問題ですね、収集できないという状況になっておりますので、そういった面でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう改正の内容ですよ、その改正の概要の中で個人の情報と、あるいは公開条例という中で本人の人種、信条と、こういう中で要配慮するんだよということの前提は何ですか。配慮すべき内容の中で信条が入っている。信条が入っているということだから配慮しなくてはいけないよという、こういう組み立てでしょ。ですから、その信条はどうやってあなた方が把握をしているのか、こういう質問であります。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 要配慮個人情報と信条との関係をもう一度説明させていただきますと、要配慮個人情報については人種、信条、社会的身分、犯罪歴、犯罪被害事実等、その他不当な差別とか偏見が生じないように特に配慮を要する個人情報としてということでございまして、いわゆる広い意味の要配慮個人情報についてはそういった取得はございますけれども、この中の信条についてはもちろん幸田町にはないという状況でございまして、先ほど申し上げたように、信条の部分についての収集については制限されているということでございます。

以上でございまして。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 33号議案の関係でございまして、本提案につきましては、一部改正された関係省令の施行に伴うものであります。議案関係資料の改正の概要に記述されています放課後児童支援員の基礎資格についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

初めに、(2)にありました専門職大学の前期課程を修了した者を含むという記述がありますが、専門職大学というのは具体的にはどのような大学が含まれるのか、まずお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは専門職大学というものについてのお尋ねでございます。この専門職大学につきましては、平成31年4月から新たに教育課程といたしまして創設をされるものでございます。この内容につきましては、これまでの大学等以外に職業教育に特化した高等教育の機関というものでございます。専門職大学につきましては、医学、歯学、薬学、獣医学、こういったものを除きました別の業種ということで、産業界等と連携をいたしました職業訓練的な教育を実施する大学というものでございます。それらの過程の中には4年制の過程、それから短期大学に相当します2年もし

くは3年の過程というものがございます。御存じかとは思いますが、今年度になりましてテレビ等でもCMが開始をされておりまして、開学に向けましては31年の4月からということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 31年の4月に開学ということでございますが、その中で、また次に（3）の新たな資格として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者ということで説明がありましたが、これにつきましては本町にて当該事業に従事している者というのは存在しているかどうかお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） （3）に相当をいたします新たな基礎資格として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者ということでございますけれども、この新たな基礎資格というものにつきましては、これまで放課後児童支援員になるための資格ということで定義をされておりました高校教育を修了した者、高卒というところに該当するわけでございますけれども、そうした中、これまで中卒の方でなかなか支援員としましては優秀で業績等も上げられておられる方の支援員としての資格を取る道がなかったというものを、ここで新たにその道を開いたというものでございます。残念ながらといいますか、幸田町におきましては、この中卒という方で5年以上というような資格の方はございません。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 本町には該当者については現時点はないということでございますが、今後このような制度改正によってそのような方々も出てみえるかと思いますが、次のほうに移りたいと思います。

この条例の一部改正につきましては、放課後児童支援員の基礎資格を省令の施行に伴い整理するものということでありますが、その意図するところにつきましては、支援員不足によるものなのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今回の改正は、支援員不足を解消するものかというところでございます。確かに全国的には支援員の不足というものがございます。これはいずれの市町村におきましても事実ということでございます。そのほかには、今回の改正の中には教員になる資格を有する者ということで、免許状の更新というものを明確にしております。それから、先ほど申し上げました専門職大学、こちらの学校の区分というものが創設をされましたので、それを改正に入れております。

それから、もう1つは、先ほど来申し上げております地方分権改革等によりまして提案をされました中卒等の方の道を開くというものでございまして、支援員の不足というものも当然あるわけでございますけれども、学校教育法等の改正にあわせた形で、それ以外の方々への道を開くというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 支援員の不足の関係につきましては、今の全国的なその傾向によ

るということとあわせて、市町村からの提案によって今回その登用をするための改正をこの施行令で行うということのようではありますが、では、その支援員は常勤と考えてみえるのか、また非常勤として考えてみえるのかは、本町ではどのようなことで考えてみえるかをお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 本町におきます支援員につきましては、全員が非常勤職員ということでございます。勤務時間等も考えまして、これを常勤とする予定はございませんということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 常勤とする考え方はないということでございます。その点につきましては別に置きまして、有資格者を雇用した場合、そうでない者の雇用という場合、2種類が出るかと思いますが、そうしたときに賃金差というのは生じるものなのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 支援員に対します賃金ということでお尋ねでございます。まずは放課後児童支援員のそれに該当します資格を持ってみえない方、これは保育士ですとか、教諭の資格というものがなくなるわけでございますけれども、この資格を持っていない方につきましては、時間で申し上げますと900円。それから保育士、教諭資格等を持ってみえる方につきましては1,170円ということでございます。幸田町におきましては、通算でとりあえず2年以上経験をいただければ、この間に県が行います研修等にも参加をしていただくわけでございますけれども、そうした場合には保育士、教諭等の資格のある方と同額の1,170円というものに上がるということになってございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） このような無資格の方々につきましても、今の答弁の中では2年以上経験があれば県が行う研修を受講して、支援員の資格がなくても同等な資格を持ったということにみなした同額の賃金を支払うということの考えのようです。いずれにしても支援員不足を解消する上におきましては、ひとつこれからも御尽力いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員からもおっしゃっていただきました支援員の不足、これの解消に向けましては、広報、それからホームページ、あわせて区長会等でも区長様方に周知をしていただきますようにということで、募集等をかけさせていただいております。望みどおりにといいますか、支援員さんの方に集まっただけを願っております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、新たに放課後児童支援員の基礎資格について整理を行うということで改正が行われるわけですが、その中で教諭となる資格を有する者とは免許状を有する者であることを明確にするということで規定をされるわけですが、教員資格、これにつきましては、例えば現在教員資格につきましては免許があっても免許更新制ということで10年ごとの更新を受けなければ働く資格を失うということが行われているわけでありまして、昨年度におきまして、たしかほかの自治体の中で担任を持っている先生が更新を忘れていたがためにやむなく退職をされたと、こういう記事が載っておりましたが、今回幸田町で基礎資格についてはこの10年間の免許更新制、これについては反映はするのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 教員の免許更新制度というものにつきましては、平成21年の4月から制度の改定によりまして実施をされているということかと思っております。しかしながら、放課後児童の支援員につきましては、教員資格というものについて定義が明確にされたというものではございますけれども、これまでどおり教員資格を有する者ということで、免許の更新については定義が明確化されたのみで、これまでどおり教員の免許の資格を持っておみえの方であれば、放課後児童支援員ということで資格が認められるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 免許更新制については関係ないよと、要するに教育課程を卒業して教職員の資格を取られた方については基礎資格として認めるということでございますが、次に、基礎資格につきましては新たに町長が適当と認めた者ということでありますが、これは先ほどの伊與田議員の説明の中で地方分権改革の中の一環ということで、これをいわゆる5年以上ということで町長が認めるというものであるということで追加をするのかということでございますが、これについて明確に説明がいただきたいということでございます。それから、基礎資格につきましては3点改正の概要で上げられているわけですが、幸田町の放課後児童支援員でございますが、これは6つの小学校の中でいわゆるコーディネーターと支援員という中で運営をされているわけでありまして、先ほどは資格ありとなしで時間給の差を言われましたが、コーディネーターについてはどうなのかということでございますが、このようにそれぞれ支援員となる人の対応が違うわけですね。この辺についてはどのように明確にされるのかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 基礎資格の改正につきましては、先ほど伊與田議員のときにも申し上げたとおりでございます。まずは、教員となる資格というものにつきまして明確化をします。それから、学校教育法等の改正によりまして専門職大学というものの規定を追加するという。それから、3つ目が地方分権改革等で提案をされました児童クラブ等で働く者の中に中卒の方がおられたということで、こういった方々が放課後児童支援員になる道がなかったものを開いたというものでございます。幸田町におきましては、これに直接該当する方はなかったということでございますけれども、以上の改

正がされたというものでございます。

それから、6つの小学校におきましては、採用をされて資格等のない方、これが900円という形で申し上げました。それから、資格のある方が1,170円ということで、もう1つ、各小学校区におきますブロック長という形で申し上げておりますけれども、こういった方々が1,640円という単価でもう1つございます。これらの方々につきましては、各小学校区の児童クラブというものを取りまとめているというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の支援員につきましては、それぞれ役割分担といえますか、先ほど言われましたようにコーディネーターの方がトップにおられて、そして支援員の方がそれぞれおられるということで体制づくりが行われているわけですが、今回新たに基礎資格として行われた。幸田町には地方分権改革による中学校を卒業した方の資格に道を開いた、こうした方はおられなかったということでございますが、しかしながら、これから例えば支援員の方のなり手が無いということについて、今回の基礎資格についてはなり手不足の解消対策にしていくのかということでもございますが、その点についてはいかがかと。現在はそうした方はいらっしゃらないということではありますが、これからはどうなるかわからないわけですが、5年間放課後児童で働いた方についておられた者は適当と認めるよということでもございますけれども、そうしますと基礎資格というのは5年間働かなければ基礎資格が得られないということであるならば、最初の採用の道がなくなるということにならないのかなというふうに、逆を返せば思うわけでございます。今幸田町にはいないということでもありますので、この辺についてはどうなのかということでもございます。以前、児童クラブの支援員についてはなかなかなり手が無いということで、例えば夏休みの対応としても学生でもいいよと、こういう対応についてもやられてきた経過もあるわけです。そうした点におきまして、5年以上の勤務経験がなければ基礎資格として認められないということであるならば、新たな基礎資格としてわざわざ位置づけたのは何なのかということでもございますが、この点についても明確に答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 国が定めております放課後児童支援員の資格という意味で、道が開けたということになるわけでもございますけれども、本町におきましては放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例という、この条例の中に放課後児童支援員、それから、もう1つ補助員というものがございます。支援員につきましては資格とそれから研修等によります受講済みの方が該当するというものでございまして、夏休み等におきましては学生さんの俗に言うアルバイトというものでございまして、こういった方々には補助員という形で放課後支援員さんの補助に当たっていただくという形で募集・採用をしております。先ほど申し上げました中卒の方でということでもございますけれども、こういった補助員という経験を経た後に町長が認める場合につきましては支援員になれるというものでございます。当然のことでもございますけれども、この間には研修等にも行っていただいて、放課後児童支援員の資格研修といい

ますか、これが県のほうで実施をされておりますので、こういったものを受講していただいた上でというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、この新たな基礎資格の中には、例えば先ほどは夏休みと言われましたけれども、通年を通じて補助員として採用をされ、そしてそれが5年以上になると支援員として新たに県の研修を受け、そして資格のある方と同様の待遇で基礎資格になるよということで理解をしてよろしいかどうかお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 中卒でほかのお仕事等についてみえない方、児童クラブ支援員としてお仕事等をされる方がお見えになるわけでございます。こういった方々が補助員として5年、その間に研修等も受けていただきながらということであれば放課後児童支援員というものになれるというものでございます。そのための道を開く改正というものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前09時58分

再開 午前10時08分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第34号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今回の改正につきましては、課税限度額と低所得者軽減に係る判定所得基準を改めるものであります。課税限度額を単純計算しますと、今まで89万であったものが4万円引き上げられ93万円となるようであります。低所得者に対しましては、7割軽減は据え置かれ、5割軽減、3割軽減の判定所得基準を引き上げ軽減を図るものとするものであります。また、県単位化に伴いまして、従来の課税4方式から資産割を廃止し3方式に改め、国保税が算定されることになろうかと思えます。

そこで、質問に入らせていただきたいと思います。本日質疑の関係で事前要求資料として私の質問の項目の中身の3項目の2項目は既に資料提供をいただいておりますので、3項目めにつきまして1つお尋ねをしたいと思えます。

この3項目めにつきましては、この影響によりましてどういうふうな形で収支が変わるのかなというふうな思いがあってお尋ねするものであります。質疑の事前要求資料の中では影響額は引き上げによるものが394万円、それから低所得者軽減の判定所得基準の引き上げによる影響額というのは、それぞれ7割は影響はないが、5割・2割については影響し57万円の影響ということであります。差し引きますと、単純に引き上げによる増というのが大体6倍近いですかね、そのような形になろうかと思えます。したがって、恐らく財源不足だとかそういうことはあり得ないと思えますが、この点

につきまして今後さらにふえたりなんかする可能性というのはあるのかないのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから収支の見込みですとか、あるいは財源不足になった場合の対応というようなことであったかというふうに思っておりますけれども、初めに今回は制度改正ということで提案をさせていただいた中身につきましては、確かにおっしゃられましたとおり394万円のこれは増収につながるものでございまして、それから低所得者の軽減ということの拡大におきましては57万円という減額を行っていく見込みということでございます。これは確かに税金にかかわってくる部分でございまして、今回およそ30年度が現時点で7億6,000万円ぐらいの見込みということでございまして、当初の見込みから若干これは被保険者数の数の減少、こういったことはいろいろあるわけなんですけれども、ちょっと見込みよりも少ない状況であるということであるのかなというふうに思っております。ですが、この法による改正の部分が直接ここに影響することはないというふうには思っております。ただ、収入見込みにおきまして、財源等が現状は前年度からの繰越金ですとか、あるいはそれによります基金の残、そしてまた一般会計からの繰り入れ等も考えていくということでございまして、それによりまして国保会計における収入が不足するというようなことはないというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） この改正によりまして、国保会計については赤字になるようなことはないというふうに私は受けとめたわけですが、その点につきましては先ほども申し上げましたような形で、引き上げによる額のほうが、この表だけを見る限りは今までの当初予算の中で計上された国保会計の中でいきますと、多少プラスになるのかなという数字が見受けられる、その程度でおさまるのかなと思います。また、ひとつ良好な会計を維持管理していくためには御努力をいただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから良好な会計の運営をというようなことであったかというふうに思っております。もちろん私どもも額としては確かに不足があっては、これは国保事業がうまく運営できないわけではございますけれども、かといってたくさん課税賦課させていただくことが必ずしもいいということではございませんので、そういったバランスもしっかりとりながら、国保運営につきましてはしっかりと行っていくというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、国の限度額いっぱい93万円という4万円の引き上げが行われるわけですが、3月議会の当初予算編成のときにこの限度額いっぱいの引き上げというのは、これは見込んでおられたのかどうなのか、お尋ねしたいというふ

うに思います。

また、今回は国民健康保険は平成30年度から県単位化になったわけでございます。県単位化になって、そしてその予算編成が行われたわけでありますので、これは今回の当初予算の中で3方式になってそれぞれ振り分けるよということで、現状の維持を何とかやっていきたいと、こういうように答弁されてきた経過があるわけですね。ですのでお聞きするわけでございますが、限度額については、これは3月議会のときにはもう既に考えがあったのかどうなのかお聞きしたいということでございます。

それから、次に、この限度額引き上げの対象者と影響額、これについては資料で出されておられますので、394万円の影響額、いわゆるプラスが出たということでありませう。

3点目は、平成30年度4月1日時点、この現在の加入者数と世帯数についてあわせて答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、議員のほうから、3月に上程させていただきました30年度の当初予算におきましての中身を見込んでいたかどうかということでございますが、確かに予算編成の際にこの変更がかかるということでの情報は受けとめてはいたところではございますが、当然これは決定した事項としては受けとめてなかったため、算定の中にはこれは含まれていないというものでございました。その後必要がありましたので、改めてこれは議会にお諮りをさせていただいたものであるということでございます。

そして、確かに今年度から国保事業の運営は県単位化ということでございますので、愛知県によります国保という形の財政の広域化によりました運営が始まってきたわけでございます。そういった中で、本町もいろいろ先年度と変わってきた点がありました中で運営のほうはさせていただいているというところではございます。

そして、30年4月1日現在の加入者数と世帯数ということでございまして、加入者数は7,802人ということでございます。そして、加入世帯数は4,518ということでございますので、先年度からは251名これは減っておりまして、加入世帯も47世帯減少という形になっているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 世帯数あるいは加入者数の減少、この要因についてお尋ねしたいと思っております。

それから、限度額の引き上げについては、3月時点では見込んでおられなかったよと。見込んでおられなくて、なぜ引き上げを諮るのかということでございますが、今までは国の限度額いっぱい引き上げをしても、2年後3年後という形の中で国保会計の中でいろいろと調整を図られてきたわけでございますが、今回の即引き上げにつながった要因、これについてもお聞きしたいと思っております。

次に、納付金についてでございます。今回、県単位化になって県の納付金が決まったかどうかわかりませんが、この納付金が幾らになったのかお尋ねしたいということと、それから、先ほど伊與田議員の中で収支見込と財源不足の対応はどうするのかというこ

とでお尋ねがあったときに、繰越金、基金、一般会計からの繰り入れで補うよということだったわけですが、限度額の引き上げ394万円アップに加え、それから一般会計からは予算の中では6,000万円の繰り入れということで法定外繰入を実施をされるということでございますが、今回のこの限度額の引き上げに伴っての納付金について幾らかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、ことしの4月1日現在の国保の状況を見ますと、先ほど申しましたような数字の中で、前年度よりは確かにこれは加入者の方が減ってきているという中身でございます。これは社保のほうに加入をしていきやすくなった状況でもあるのかなというふうにも思うところではございますけれども、退職者被保険者数もかなり、31年度でこれはなくなるということで、その辺の減少もここへきてかなり減少の中の割合を占めているというところでございますので、そういったような要因ですね。退職者数の減少というものもあるとか、あるいは社保への加入の方も引き続きあるというようなことで、これは国保の被保険者数はちょっと減少のほうをたどっているというようなことであるのかなというふうに思っております。それから、30年度のこの予算をつくっていく、あるいは制度をつくっていく中におきましては、やはり現状の制度の中でこれはつくっていくということでございましたので、その当時は限度額は89万円だったかというふうに思いますので、そういったもので税の見込み等は計算をさせていただいたというものであるということでございます。確かにその後、これまでもこれは何年かごとに定期的なような形になってしまっておりますけれども、国の制度の考え方の中でこれは本町の状況も見ながら、これはちょっと限度額を引き上げさせていただいてきた経緯もございまして、今回もまた提案をさせていただいているものでございます。

そして、納付金の額ということでございまして、これは基本的に本年1月に本算定の結果により県から通知を受けているものでございまして、額といたしましては10億1,673万9,775円という、これが決定された額であるということでございます。もう一度申しますと、10億1,673万9,775円という額が、今年度幸田町が県にお支払いする納付金の額ということになっております。これを8月から毎月8回に分けて支払うというような形になっていくというようなことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この1月に納付金の額が示されているわけでありまして、これに基づいて当初予算も立てられてきたわけでありまして、それで、法定外繰入も6,000万円という中でいろいろと予算組みをされてきたわけでありまして、さらに、この限度額の引き上げということでプラスを見込まれるわけでありまして、この限度額引き上げ、これについては今回から県単位化になるに当たって県下の状況もわかるわけでありまして、県下の状況の中でこの限度額の引き上げを見送ったところ、あるいは引き上げをしたところ、わかる範囲で結構でございますので、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 限度額の引き上げに関する部分の内容でございますが、県

下の状況におきましての30年度のものは今はこの手元にはないですけども、例えば29年度であるのであれば、医療分で87%、47市町村、それから後期分で85%、46市町村、そして介護分は94%で51市町村が限度額をいっぱいまで設定しているという中身であるということでございます。そして、30年度の内容におきましては、西三9市と蒲郡の中におきましては、いずれも限度額まで引き上げるという形で条例改正を行う予定であるというふうには聞いているわけなんですけれども、ただ刈谷市とかあるいは知立市、こういったようなところにおきましては実施が1年先送りになっていたというような中身であったかというふうに、こちらのほうとしては把握しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 限度額におきましては、全てが国の法定限度額いっぱい引き上げをしたところではないということが今の答弁でわかったわけでありまして。

次に、低所得者軽減に係る判定所得基準拡大、これが7割、5割、2割ということも資料も出されております。影響額につきましては、合わせて57万円の減額が行われるということでありまして、これはこれとして低所得者軽減が実施をされたということでもあります。これは国のほうの法定限度額の所得基準の拡大ということに基づいて行われるということでありまして結構でございます。

以上で終わります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の課税限度額の引き上げ、これは提案説明の中でもありますけれども、政令の改正だよということでもあります。その関係でいけば、政令は平成30年政令第125号ということになっておりますが、この125号の政令が発表された、あるいは公布された日にちはいつですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、政令第125号の施行ということに関する部分だというふうに思います。済みません、平成30年4月1日施行ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ことしの4月1日に施行をされましたよということですよ、今の答弁でいきますと確認ですが。そうしたときに、先ほどの質疑の中で、もう当初予算で見込めたではないかと。当初予算で課税限度額の引き上げが見込めたものを、当初予算でなぜ載せなかったのか。これは無理解というのかね、物事の理解ができないのかなというふうには思いますけれども、あなたの中で答弁で、現状の制度の中で予算編成をしましたよということでもあります。そういう点からいくと、もともと予算編成の段階ではそんなことはできない、当初予算の編成の段階で4月1日施行、当初予算はもう編成の段階でいけば3月で議会の議決がなければいけない。その前にあなた方が事務レベルでそういうことをやっていく。そのときに何に依拠するかといたら政令ですよ。政令が

まだ変わっていない中で、なぜ当初予算で政令の先を見越して、当初予算で計上しなかったのかという無理難題といいますか、何でもいかなというふうには思いますが、そういう内容も含めて課税限度額を今回引き上げられた。それは改正の政令によるものですよという点からいけば、課税限度額が政令によって引き上げられたら即引き上げるでいきますと、そこに自治体の行政としてどんな知恵があるのか。右のものを左にする、上から押し込まれたものについてはずっとやってね、ところてんのごとく住民にその負担をかける、こういう行政ではないでしょうかということなんです。そこに町民の生活、町の財政もきついものだから当たり前じゃないかという感覚ではなくて、町民の置かれている生活の状況については勘案をされたのかどうかということなんです。ところてん行政でいいのか、こういうことであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに今回の条例改正によります負担限度額の増額ということに関しまして、4月1日の施行に伴いまして、これを行わせていただくものではございます。当然これまでもこういったことで条例改正をお願いしてきた経緯というものはあったかなというふうに思っております。これはやはり納税義務者間の負担のバランスをとっていくために、これは国が考えていったことであるということの改正の趣旨も踏まえ、また県の国保の運営方針の中でこういった限度額に対しまして各市町においてもこういったものにあわせて改正をしていくという考え方があるというものでもございました。そして、また近隣のところの市町の状況も見ていった上でということもございました。そして、一番は確かに本町自身がこれをどういうふうを受けとめてやるのかということであるということでございます。本町といたしましても、被保険者の所得階層というようなものを比較させていただきまして、その階層におきます所得に対します国保の割合というような部分を、これは確かにいろいろシミュレーションと申しますか、比較をさせていただく中で、やはり中低所得者の区分に関します方々よりもちょっと今回は高額な所得の方々に関します限度額につきましても取り扱いとは国と同じように、これは引き上げをさせていただくことが被保険者間のバランスをとっていくものであるというふうに考えたところでございますので、高額の方にも、先ほど額は示させていただいておりますけれども、負担を上げさせていただくことでバランスがとれていくといいますか、応分の負担という形でこれは上程のほうをさせていただくものであるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの説明でいきますと、なかなか理解できないですわ。そういう点で、結局国民皆保険制度ができた。それまではそれぞれの人がかかっている健康保険ですよ、国家公務員でいけば公務員共済、地方公務員でいけば地方公務員共済、そして民間でいけば健康保険組合なりあるいは連合会と、昔は政管健保という形であったけれども、今は政管健保という言い方はしないけれどもね。いずれにしてもそれらの保険の特徴は、国民健康保険制度には事業主負担というのがないよな。国保以外にはみんな事業主が一定の割合で負担をし、加入者についての経済的な負担を軽減をする、こういう仕組みがあります。こういう仕組みがあるのに、国保にはないよと。ないことによ

って国保の経済的な負担水準というのは、ほかの健康保険に比べて極めて高いと。そういう中で、国が言ってきたから課税限度額を上げますよと。それでは、事業主たる幸田町、自治体はどう対応すべきなのかということを私は一番問いたいわけですよ。事業主というね、国保の中で市町村が事業主だよという規定はございません。しかし、国保で対象にしている住民、その住民に対して自治体の長として、あるいは自治体行政として負担のあり方、国が言ってきたからそのままみんなところでんでやっていく、こういうことだったら自治体なんか要らないわけなんだ。前に座っておられる御歴々は不要な存在だと。だったら、そんな不要な存在ではない、俺は幾らでも職員をいじめまくって頑張っていくわと、こういう人もいるわけなんだ。だけど、そういうときに、じゃあ、住民の負担軽減のためにはどうするか。そこら辺のことは少しは知恵を出してくださいよと。ところでん行政でいいというものではないわけですよ。ですから、そうした点で、今あなたはいろいろ言われたと、負担のバランスだと、国保の運営方針だよと。階層と国保の割合という点で、ほかの市町村との関係も言われて、幸田町はそんなことはないよというような意味合いの答弁でありました。そうした点からいけば、そこに幸田町という行政の政策なり考え方というものが示されてこない。だから、ところでんだと言ってる。上から言われて、はいはい、いってきますわとって住民に負担をかけると、こういうことですよ。そうじゃないですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに議員がおっしゃられますように、結果的にお示しさせていただいている中身についていいますと、そういった国や県の考え方の結果的には確かに追認という形になっている部分というのはあるのかなというふうには思うところではございます。ただ、これはやはり町の国保の被保険者の現状も町独自として分析もさせていただく中で、この改正についてはやはり行っていくということが現状では必要であるということで、上程させていただいているものであるというふうには思っております。ただ、それだけで町独自の政策がないというような内容だということではあるのかなということだと思っておりますけれども、これはいろいろ状況も見える中で確かに町独自という形のものが今後運用できていければもちろん、何かないかということは考えていきたいというふうには思っているところではございますが、今の時点でこれが町独自でこういうふうな形でということまではなっておりませんが、運営のほうにつきましては合理的で負担の極力かからないような形のことを考えていきたいというふうには思っているところではございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が申し上げた町独自で何でやらないのかということなんだよ。あなたの答弁でいきますと、町独自でやるのはいかがなものかと、みんな三河の連れしょんべんでやっていきますよと、こういうことなので。私が申し上げているのは、事業主負担制度がないけれども、それに該当するのは幸田町という一つの自治体ですよ。その自治体として、事業主負担というものについての考え方はきちんと持つべきだと。横並びでみんなよしとするのではなくてね。そういうことを申し上げているので、再度そこら辺の答弁をいただきたい。

次に、22条の2の2項中ということで、議案関係資料でいきますと19ページになります。19ページの中で、事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない、こういう規定がございます。これは強制規定ですよ。強制規定ではないでしょうか。そうしたときに、何が求められて、何が強制をされるのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 国保における事業主負担の考え方というようなところだということではありますが、確かに町といたしましても例えば一般会計からの繰り入れですとか、そういったようなものもこれまで町の中でこれは独自にルールづくりをしながら、これは必要に応じて国保会計のほうに繰り入れを行ってきて、運営を円滑化にしていったものであるというふうに考えておりますので、引き続きこういったような制度も十分考えながら、運用のほうはしていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、特例対象被保険者であるという中身のものです。この制度を御利用いただくに当たりましては、ハローワークが発行いたします雇用保険の受給資格者証または離職を証明するような書類というものの提示を求めるといふものであるというものでございます。これは、この制度の該当である会社の倒産ですとか、解雇、そして雇いどめ、その方に対する状況がそういったことであるというものを示すものでありますので、これについての提示を求めているものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますとこの内容からいけば、あなたが言われたように、事実を証明する書類の提示を求められた場合という書類の内容は、ここにはマイナンバーは入っていないね。個人カードを見せてくれと、カードを見せてくれということだってあるわけだ。その中にマイナンバーのカード、あるいはマイナンバーの提示を求めるといふことはここには該当しませんねということの確認であります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この手続におきましては、こちらの先ほどの雇用保険受給資格者証というものです。こちらにおきまして離職の理由がわかれば新たにマイナンバーの提示を求めるとか、そういったものでは決してないものでございます。ただ、手続の上で、雇用保険受給資格者証をハローワークですとか別のところで御本人が既に使ってしまったて手元にないという、けれども特例対象被保険者等の申請書を出したいというような状況になったときにマイナンバーの運用によりまして、私どものほうからハローワークのほうにこの番号をお知らせいただくことで離職の理由というものが確認できますので、手続の上におきましてはそういった申請の方法の新たな選択肢の1つであるというものでございますので、必ずマイナンバーのある書類を見せてくださいとか、そういったものがあるものではございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） マイナンバーの提出は強制はされませんよということですが、19ページの先ほど申し上げた内容で、事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならないというのは、強制規定ですよ。任意規定ではない。

強制規定について、こういう規定があるから出せよと。いろいろな今の事例、その証明をする案件ということを言われましたけれども、これは強制規定ですよ。間違いないですね。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 条例の改正文の中におきまして、提示を求められた場合には、これらを提示しなければならないという義務の規定は変わらないものでありますし、求めるものというものは雇用保険受給資格者証であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何を求めるのは、受給者証がいいとか悪いとかいうことを申し上げているわけではなくて、これは強制規定ですよと、こういうことの確認であります。

それから、次に移りますが、国保税の滞納者、これに対するペナルティーは極めて過酷な問題でありますけれども、この関係について私どもは、いろいろな事情があつて国保税を滞納するという形の中で、幸田町は資格者証は発行しておりませんよね。資格者証なんていうのはまさに金と命の取引をする、こういう中でばかなことをやるなという形で資格者証の発行はしておりません。そうしたときに、もう1つ、幸田町は、滞納者に対するペナルティーは具体的にどういうことをやっておりますか。基本的にはとめ置きということですよ。とめ置きというのは、滞納者に対して本来保険証を交付・送付しなければいけないけれども、交付はできませんと、滞納しておりますから。窓口に来てくださいよと。窓口に来たら納税相談をいたしましょうよと、一括がえらかったら分割でも結構ですよ。支払いの意思を示していただかないと、保険証の交付はいたしませんよと。これはまったくもってもらいたい言い方ですが、要は資格者証よりもいいことは間違いない。要はペナルティーとして窓口にいっちゃいよと、そこで納税相談をしましょうよという形で、滞納者が100%応じておりますか。窓口相談の対象者に対して通知をする、案内をする。そのうち何パーセントが窓口に来て、納税相談を含めて、短期保険証の関係を交付されているのかどうなのかということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、義務規定かということでございます。この条例の文章にありますように、事実を証明する書類の提示を求められた場合、これらを提示しなければならないというふうになっておりますので、これは義務規定ということ窓口に書類のまず提示を求めるものでございます。

それから、ペナルティーに関しまして、現在短期者証というもので発行させていただいております、これは3カ月間という形で発行ということになっておりまして、この5月末におきましては130件の交付のほうをさせていただいているところではございません。現時点において未交付というものが55件というものでございますので、約30%ぐらいがとめ置きといえますか、こちらのほうがお預かりしている状況になっております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） とめ置きにすることのよしあしということと、もう1つは、滞納者がどういう対応をするのかと。今の幸田町行政あるいは国保行政というものにいろいろ

な不満を持っておられる。その不満を正当化をしてね、だから払わないんだよ、だから窓口に行かないんだよということについて、私はそのことの是非については問いません。しかし、その真髄は国民皆保険ですよと。こういうのをきちんと押さえていかないと、お釈迦さんは人によって法を説けと。しかし、お釈迦さんの法は説きなさいよと、人によってそれぞれの法の説き方、言い方はありますよ。その上で、さらにきちんと法を説く。いわゆる国民皆保険、これは全員が対象ですよと。そういうときに、人それぞれの事情はあるでしょう、都合もあるでしょう。そういうのにきちんと向き合って、滞納者に対しては対応すべきですよ。こういうことをやっていかないとね、あいつ気に入らん、こいつ気に入らんというのは幾らでもあるわけだ。そういうことのないようにしていただくということと、もう1つは、これは確認です。幸田町は、高校卒業まで医療費無料化、その医療費無料化の対象となっている児童生徒、高校生に対して、親の因果を子に押しつけるなということをごんざん申し上げて、国保加入者、世帯主についてはあるにしても、高校卒業までこれは無条件で医療券は交付すべきですよと。今、保険証はみんな一人一人。以前は一冊にまとめられて、世帯全員があったということで、1人やると全部ペケになっちゃう。しかし、今は一人一人に保険証が交付をされるという点でいけば、そんな難しい話ではない。ですから、要は法の趣旨を生かして、子どもたちに保険証をきちんと渡しておりますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、国民皆保険制度を支える上での国保の置かれている役割というものが、確かに本当にどこの保険にも加入されていない方々が最後に加入されてくるものが国民健康保険の制度であるということ、そういった重要性もしっかりこれは感じとって、やはりきちんと継続可能な制度になっていきますように、これはしっかり運用をしていかねばならないということは改めて思うところでございます。

そして、また滞納をしてしまっている方々に対する対応ということでございまして、とめ置きという形ではその方々は確かに医療保険が使えない状況になってしまっているというところもありますので、こういったことを解消する上でも個々の滞納の方々への対応ということで、個別にしっかりその方々の状況も踏まえながら、対応のほうをしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そして、また短期者証交付にかかわります高校生以下世代の方の交付ということでありまして、この5月末におきましては76件の方が確かに該当であったかというふうに思っておりますが、この8月以降に新たに発行いたします高校生以下の短期者証の期間は、6カ月というふうになっていたものを2年に延長いたしまして、通常とは変わらない有効期限の保険証ということで発行させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第36号議案の質疑を行います。

6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築君。

○6番（都築一三君） 30周年の節目を迎えた北部中学校は、現在は生徒数が467名であります。7月の岡崎・幸田大会終了後に、校舎西側の増築工事と職員室の第一次拡張工事が行われることですが、北部中は平成32年度は教室不足となり、生徒数が800名近い町内最大のマンモス中学校が誕生の予定であります。平成31年秋口までの工事で、10月には30周年の記念行事が予定されています。生徒に対する工事の安全面の配慮はされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） お尋ねの工事の安全対策でございますが、本年度につきましては、まずグラウンド西側から増築校舎周りに高さ2メートルの成型鋼板、鉄板によりまず仮囲いを行いまして、工事エリア及び工事車両の動線エリアと学校活動の動線を完全に分離して、生徒の安全確保をまず図ります。また、工事車両の出入り口はグラウンド西南、野球グラウンドのライト側とし、誘導員を常駐させるとともに、着工前には近隣に工事への御理解と御協力を周知、お願いする等、期間中の安全対策に万全を期す予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 子どもは国の宝であります。安全対策には十分の指導を望みます。どうぞよろしくお尋ねをしたいと思います。

それから、次に、増築工事の入札の参加者は、幸田の業者は5社が参加しております。うち1社が辞退ですが、町内の業者育成の観点から町内業者は二次下請として参加できるのか、そのまた指導があるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 町内業者の育成の関係ということかと思っております。今回の入札におきましては、設定金額が2億5,000万円以上であり、選定の必要な数としましては12社以上ということで、うち7社以上は町内の本支店業者とすることということで、幸田町の入札参加者審査要綱の第8条第4項に規定されており、選定の結果、町内本支店業者で等級B以上で参加可能な全8社及び町外4社ということで今回指名をいたしております。その結果として、北部中学校校舎増築工事の入札におきましては、西尾市の建設業者であります徳倉建設株式会社が落札者となったということでございます。

どの業者に下請をさせるかということにつきましては、基本的に元請業者の自由であります。町といたしましては、地元建設業者の育成という観点から、本件入札の指名

通知時に提示いたしました入札特記仕様書、こちらにおきまして、下請について可能な限り町内に本店を有する業者との下請負契約に努めることということで要請をいたしております。これは努力義務ということになります。要請のほうをさせていただいているということでございます。本契約締結後、下請負のある場合には、所管課に提出される下請負届により、町といたしましても結果は確認をできますが、現時点ではその把握のほうはできていないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 今、お互いに地元業者も仕事が欲しいと思いますので、できる範囲で請負業者に交渉をして仕事のほうを回してあげてほしいと思っております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃるとおり、地元業者の育成ということもすごく大事なことであるということでは考えておりますので、こういった特記仕様書でうたうだけではなくて、落札した業者につきましては文書のみでなくて口頭でもそういったお願いのほうを今後は積極的にしていきたいというふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今、都築議員のほうの質問にもありましたが、北部中学校の生徒の急増対策という形で、また学習環境の確保の面からということで校舎の増築工事を必要として今回の工事契約に結びついたというふうに考えております。

初めに、質問させていただくものにおきましては、業者選定につきましては選定基準に適合した業者指名がなされているということで、先ほどの答弁もありました。では、入札に当たって指名業者に通知しているかと思えます。その通知にはどのようなものが含まれているのか。その中には設計金額、予定価格、そのようなものが含まれているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 指名業者の通知の内容ということでございますが、入札の際に指名通知書にて業者に通知する内容につきましては、工事名、それから路線名、工事場所、工期、それから入札の日程のほか、予定価格、それから今回の場合のような議会案件である旨というようなことを記載をしております。そのほかに指名通知の添付資料といたしまして、積算に必要な金抜き設計書、それから仕様書、図面、こういったものを提示をいたしております。それと、先ほど御説明をいたしましたような特記仕様書ということで、下請には例えば町内の業者をできるだけ入れてくださいというようなお願いもしているということでございます。それから、御質問の中にありました設計金額、こちらにつきましては入札前、入札後ともに非公表ということで行っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 通知の際には設計金額の明示はないけど、予定価格は明示してあ

るということで、公表の上での入札であるということがわかりましたが、次にちょっとお伺いしたいのは、工期が平成31年2月28日までという形になっております。でき上がった校舎が粗悪で結果安かろう悪かろうということでは、そこで学ぶ生徒にはたまったものではないし、町にとっても許されざるものだというふうに思っています。工期の設定につきましては、当然工法だとか、金額だとか、そのようなものによって設定をなされるものかというふうに思いますが、どのようなものが根拠になって工期設定がなされるか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 工期設定のよりどころはというお尋ねかと思えます。今回、校舎増築、自転車置場等の建築工事、職員室拡張等に伴う改修、既設自転車置場の撤去、バックネット及び防球ネット等の整備を初めとした外構工事など、事業規模、内容に必要な工期につきましては、実施設計業務委託業者が精査した結果に基づき設定をいたしました。契約締結から完了まで8カ月必要とのことでありましたので、工事請負契約の議決をいただきました後から年明け2月28日までとさせていただきます。また、この本契約締結にあわせ工事監理業務を発注し、適切な工事監理により適正な施工、工期完了に努めるという所存でおります。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 何にしても8カ月ということですが、たまたま工法上としては、校舎は鉄筋コンクリートではなくて鉄骨ということでございますので、この辺につきましては短縮の関係も理解できることだと思います。あとは、やはり8カ月の工期内にいいものをつくっていただく、それにつきましては工事監理・監督につきましては業者の工事の管理委託をされるということでございますので、よろしくお尋ねしたいと思いません。

次に、1点、先ほど第1点目で公表される予定価格ということがあります。その辺の関係もありまして、恐らく工事につきまして、入札につきましては高どまりというふうなことが推察できるころだと思います。しかしながら、執行調書の関係から見ますと4社が辞退されています。その辞退された理由などを把握されてみえまして、お示しいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 辞退が4社あったということで、その理由ということでございます。今回の指名業者は12社ということで、町内本店または支店業者が8社、プラス町外業者4社ということで指名のほうをさせていただいているということです。入札結果は見ていただいたとおり、8社が応札ということで、4社が辞退でございました。辞退届のほうに理由の記載がございます。金銭面の要因について、指名通知時に予定価格を事前公表しており、自社で積算をされた結果、これに達しないことによる辞退が2社。また、技術者の配置困難による辞退が2社、こちらにつきましても設計書・仕様書等を見て、ほかの工事の請負状況などを勘案し、技術者の配置が可能か慎重に判断された結果であり、やむを得ないというふうに考えております。辞退をする業者もございましたが、予定価格内での応札が落札者初め8社あり、適正な入札であるというふうに考えて

おります。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 先ほど都築議員からの御指摘もあったわけですが、やはり町内業者育成云々ということの観点からも、まずは予定価格が適正であったかどうかということにつきましては若干不安なところではございますが、いずれにしても要するに金抜き設計を出して、仕様書を出し、特記仕様書を出して、そして応札については業者が積算するものであります。そうした中では、やはり自分のところの利益になかなか結びつかなければ、先ほど御答弁のあったような内容も考えられるところでもありますし、技術者が当面他の工事に取りられた場合に配置できない場合は人不足ということもありますので、その辺も理由の内容につきましてはわからないところではないというふうに理解します。今後はできるだけこのようなことがないような形での入札が大変好ましいと思っておりますので、ひとつ努力していただきたいと思っております。終わります。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃるとおりですね、入札をされる企業の側も責任を持った施工をしなければならないということでもございまして、今回しっかり設計書や仕様書を見てから積算をされて、今回は判断をされた。それから、技術者の配置につきましても、そういった仕様書を見てから判断をされたということで、極力そういったことにならないように事前確認というようなこともしておりますが、やはり業者のほうもそういった実際の仕様書等を見ないことには例えば工期もわからないですし、金額もわからない、内容もわからないということですので、それを見られての判断ということでもございますが、極力こういった辞退が少なくなるように努力のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） まず、先ほどから話がありますように、生徒数の増加に伴う対応ということではありますが、自転車置場増設にあわせて、生徒数が増加をするのに自転車置場を撤去するという工事が入ってますが、これは撤去する必要性と撤去しても台数、生徒数の対応は大丈夫なのかについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 生徒の増加対策としての今回の事業であるにもかかわらず、既存の自転車置場の撤去ということはいかなることかというお尋ねであるかと思っております。既存の自転車置場につきましては木造で、現状校舎と接しており、事実上、校舎と一体的な構造になっております。校舎は耐火建築物とする必要があるため、本来校舎と一体的な自転車置場は耐火構造でなければなりません。つきましてはこの状況を是正すべく、今回の工事におきまして当該自転車置場を撤去し、別棟で耐火性の鉄骨造の自転車置場を新設するという計画でございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 台数は何台かということをお伺いします。それから、耐火構造とい

うのはどのような構造でしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、台数でございますが、今回撤去をいたします木造の既存駐輪場が約50台。これを撤去しまして、新たに建設をいたします耐火鉄骨造の予定でございますが、それも約50台ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 50台分を撤去して、50台分を新設ということであると、自転車通学の台数はふえていないのですけれども、これで生徒数が増加したときの対応はできるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今年度の施工計画といたしましては50台分撤去、50台分新設ということでプラマイゼロということでございますが、複数年にわたる事業計画の中で、来年度の二次的な工事のタイミングにおきまして、プールと県道との間に新たな自転車置場約120台程度がとめることができる駐輪場を来年度の事業として施工する計画をしております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） はい、わかりました。

それでは、次に、4社辞退の理由につきましては先ほど回答がありました。この辞退した業者、金抜きの見積書、それから図面というのは当然持っていかれたと思うのですが、こういった億単位の建設工事は見積期間というのはどのぐらいなのか。指名して見積もりを取りにきてから金額に合わないとおっしゃった業者の方は、何日ぐらいで辞退をされたのかということがわかっておりましたらお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 見積もりの期間ということでございますが、金額の多い工事ということもございまして、見積もり期間というのは長めにとっているということでございます。ちょっと後ほど期間については説明させていただきたいと思っております。

辞退表明につきましては、現在こういった建設工事の入札につきましては、あいち電子調達共同システム、こちらを用いて入札を実施しておりまして、一斉に開札を行うというシステムでございまして、開札時に初めて全指名先の状況が判明する、要するに応札者の応札金額を初め、辞退やそれから棄権などが確定するというものでございます。ですから、事前に辞退届というものをいただけるというものではないということでございます。

期間につきましては、4月9日に指名通知をいたしておりまして、応札が4月23、24日ということでございますので、14日間ほどになっているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 同日ということでしたけれども、そうしますと辞退の理由ということを先ほどおっしゃいましたが、この理由は入札結果後に聞かれたということでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この理由につきましては、辞退届の中に記載がございます。ですから、入札の開示をしたときに辞退届が開示されますので、その中に理由も書いてあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） だんだんとシステムがわかってまいりました。入札のときに辞退ということがわかるということです。この12社指名というのは、何か規定があるわけがありますね。これは金額によって決まってる。この予定価格を通知してますね、表示ですか。そういった中で、業者の方を12社指名はしたけど、12社指名の必要性というのがあると思うんです。その12社が8社になっちゃったということは、もう1ランク下の金額の業者の数ぐらいになっちゃっているのではないかというふうに思うのです。次の37号議案ですか、8社ですね。千万級になるのでしょうかね。そういうようなことが起きてしまっても、指名すればそれでいいという考えなのでしょうか。そこら辺がちょっと、当日でないと辞退される方がわからない。辞退された人たちに対する、要は12社が確保できないために再指名をすることの対応もできない。何もできないような形でやってしまうということになってしまってるということに対する危惧というのはいのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員がおっしゃられるとおり、開札するまで何社が応札をして、何社が辞退をしているのかというのはわからない状態になっているという、これは今のシステムの仕組みになっております。今回の金額的にいいますと12社の指名ということございまして、そのうちの4社が辞退ということで、議員がおっしゃるとおり、もっと低い金額の数と同じではないかと言われるとおりでございます。ただ、こういった辞退に関しましては、企業の側に認められている権利であるという部分もございまして。辞退の対応につきましては、指名先の辞退は設計書や仕様書を詳細に検討したという結果でございまして、今後入札案件の指名選定に当たって特段不利益な取り扱いをするものでもないということです。辞退につきましては業者に認められている権利ということもございまして。そういったことも踏まえまして、もちろんこちらサイドとしましては辞退は望ましくはない、できるだけ多くの業者に指名入札をお願いしたいというふうには思っておりますが、少し例えばこういったケースで辞退があっても入札のほうは成立するというためにも、そういった12社とか多い数の指名をさせていただいているということでございますので、想定内とまでは言いませんけれども、辞退も当然想定されているということで、その中で指名の数ということになっているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 参考までにお伺いするのですが、そうしますと1社でも入札参加して落札すればそれで、ほかの方の12名のうち11名が辞退でという事態もあり得るわけですね。それでも一応入札は成立ということよろしいですね。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃるとおりですね、極端な話ではございますが、制度的には今回例えば11社が辞退をしても、残りの1社が応札をされて、予定価格以下であれば入札は成立ということで、適正な入札が執行されたということになります。ただし、競争の原理がそこに本当に働いているのかということもございます。ですから、次回以降もしそういったことがあれば、同様な事案が発生しないように、参加業者とか仕様等、そういったものを検討していくということは、競争の原理が働いた入札の実施の観点から必要であるというふうに考えております。

また、今言われたように1社でも応札があれば、それは成立しているということですが、全社が辞退というようなケース、そういう不調の案件ですね。こういった案件というのも、全国的にはかなり発生しているということもございます。少し古いデータではございますが、都道府県の入札の不調の平成27年度の発生率が4.7%あったというふうに聞いております。要するに、約20件に1件は全ての会社が辞退や棄権をされて、入札が成立しなかったというようなことであつたと。また、東京都につきましては、大規模工事の昨年の6月から11月までの半年間での入札不調の発生率が20.1%、5件に1件は入札不調があつたというふうにも聞いております。本町におきましては、辞退は今回も4件が発生はしておりますが、入札不調にまでは至っておらず、現時点では適正な範囲での入札が実施されているというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 当局としましては、冷や冷やものの中でやられていると思います。お気持ちは察しをするわけでありますが、この入札結果を見ますと、落札された方も、それからほかの落札できなかった方たちの入札の額が非常に接近している状況であります。これは先ほど伊與田議員からも御指摘がありましたが、予定価格を公表してることの弊害ではないかということを考えてしまうわけでありますが、どういうふうに考えてみえますか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回の入札の結果については余り差がないということが、予定価格の公開に伴って弊害になっていないかというお尋ねかと思っております。公開をしております設計金額につきましては、限られた予算の中で愛知県的设计単価表や刊行物であります建設物価等に基づき積算をしております。また、予定価格につきましては、それらのものをベースに、また幸田町契約規則第13条に基づき適正に定められた形で予定価格を設定しております。今回応札金額が各社接近していた理由といたしましては、結果的には予定価格が実勢価格に近かつたということに起因するというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 当然そういう考えだというふうに思いますが、今回の予定価格は、3月の予算が3億だったと思います。今回の予定価格が2億9,999万1,600円、3億から引くこと8,400円じゃないですかね、計算間違いでなければ。8,400円しか予算との差がないわけですが、これで予定価格の設定が本当に基準どおりできていたのかどうか、ちょっとその辺に疑問を持つわけですが、予定価格の設定の基準で

すね。全部言っちゃうと、業者の方がわかっちゃうといけませんので、答えられる範囲でちょっとお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 予定価格の設定の仕方というお尋ねかと思いますが、先ほど幸田町契約規則第13条に基づいてというふうに言わせていただきましたけれども、その中身については、契約の目的となる物件だとか、その役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量、履行期限の長短等々を考慮して、適正に定めなければならないというふうに規定をされております。今回につきましても、その規定に基づいて適正な予定価格を設定したものであるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 国の言うとおりの規定どおりということだというふうに思いますが、それにしても公表したということの弊害というのがここに出てきているのではないかと、特に入札の金額が非常に僅差だと。こういったことの弊害については、総務省や国土交通省も指摘をしている、状況はわかっていると思います。平成26年に公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通知が出ているというふうに聞いております。公表をすることによって談合がしやすくなる、同額の入札がふえる、こういった弊害が認められた場合は、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこととされた通知であります。今回の結果を見ますと、この国の危惧していることに当たるのではないかと、いうふうに思うわけですが、今後こういったことに対してどのように対応されますか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 予定価格の公表につきましては、メリット、デメリット両方あるのかなというふうには考えております。今議員が言われたように、談合だとか、そういったことも可能性は十分あり得るということ、要するに高どまりする可能性もあるということでの指摘もございます。ただし、予定価格の公表を行うことによりまして、例えば職員への働きかけですね。業者からの設計額だとか予定価格を聞き取ろうというような働きかけ、そういったものがなくなるということの保護ができると。贈収賄、そういった問題というのは、最近でも新聞紙上をよくにぎわしているということで、結局予定価格の公表をしていないところではやっぱりそういったことも起きているというのが実情でございます。今回のケースが高どまりになったということでは確かにありますが、先ほどの教育部長からも説明させていただきましたが、設計価格と実勢価格がかなり近かったのではないかと、いうことでのぎりぎりの数字になってきたということでございます。予定価格が公表してあるがゆえに、例えば今回実際には落札に至ったという可能性もあると。仕様書などを見て、今回の仕様の内容、予定価格の金額からするとちょっと今回は受けられないということで辞退をされた業者もあるということですので、本当にぎりぎりだったのではないかなというふうには思っております。それでも予定価格は公表してございますので、それ以下の数字ということでの入札をされておりますので、今回のことだけをとって事前公表の取りやめというところまでは、こちらのほうは今のところは考えていないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1 番、足立初雄君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は 1 時より会議を開きます。

休憩 午前 1 1 時 4 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1 3 番、丸山千代子君の質疑を許します。

1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 入札参加者 1 2 社のうち 4 社が辞退をするという、この経過につきましてはそれぞれ御二方から質疑等もございまして、その理由、内訳についても答弁していただいたところではありますが、別の観点からまたお尋ねしたいというふうに思います。今回 4 社が辞退をするという、こういう中で、あいち共同電子システムで入札が行われ、それで一斉にその事態がわかるというようなことが言われたわけでありますけれども、こうした電子入札による弊害というのものもあるのかというふうに思うわけでありますが、その辺のところはどうなのかということでございます。

それと、4 月 9 日に指名をし、そして 2 3、2 4 日で応札があったということでありますけれども、4 月 9 日に指名をする、このときは町長が亡くなって、それから副町長が町長職務代理者ということの流れの中で、この指名競争入札に対する問題があったかなかったか、この辺についてもお伺いをするものであります。今回は 2 億 5, 0 0 0 万円以上は町内業者を含めた中で 1 2 社以上ということで行われたよということであったわけでありますけれども、やはり 4 社が辞退をするということは、これは異常ではないかというふうに思うわけでありますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

次に、予定価格に対して落札価格、質疑通告の中ではちょっと間違えましたが、9 9 . 6 5 %ということでありますけれども、これが高どまりの予定価格ぎりぎりの価格で落札をしたと、こういう経過がこの執行調書の中であらわれているわけでありますが、最低制限価格というものも設けられるわけでありまして、この予定価格の立て方がどうだったのかということでもあります。この工事概要につきましては、関係資料の中でも明らかにされておりますように、今回の中学校の増築工事におきましては軽量鉄骨造であります。そもそも北中の増築工事におきましては、RC 構造ではなくて、お金がないから軽量鉄骨造、いわゆるプレハブ造にしたいというようなことで言われてきたわけであります。阿久比町にも視察に行き、そして軽量鉄骨造の校舎というものも見てきたわけですが、その中で軽量鉄骨造の教室についてはそれぞれ、つくっている業者もそれぞれあるわけですが、この設計仕様の中にはそうした軽量鉄骨造の校舎の仕様が何社製というか、そういうものも指定した中でこの予定価格を立てたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今電子入札の弊害ということで御質問をいただきましたが、電子入札につきましては現在その工事だとか、コンサル等への委託、こういったも

ので電子入札を行っておりますが、電子入札で行うことによるメリットにつきましては、例えば直接こちらの役場まで来ていただかなくても入札が可能になっているということでございまして、そういったメリットはあるのではないかと。実施に今言われたような弊害ということについては、今回のように開札をしてみなければ、辞退が何社あるのか、棄権があるのかとか、そういったことがわからないというような部分もございまして、特段の弊害だというふうには思っておりません。

それから職務代理者の関係、4月9日ということで、議員がおっしゃられたとおり、前町長につきましては亡くなられていたということではございまして、指名審査会につきましては、審査会の委員長につきましては副町長が委員長の任に当たるということになっておりますので、そういった面での弊害はございませんでした。問題なかったということです。

それから、4社の辞退というのが異常でないかということでございまして、理想の形ではないですけれども、多少辞退が多いというのは正直思いました。こちらのほうも開札をした時点で12社中4社の辞退ということで、少し辞退が多いというふうには感じましたが、異常とまでは考えておりません。その業者の理由を見まして、金額的にどうしても折り合いがつかなかったとか、それから辞退理由の中にありますように、主任技術者の配置ができなかったというような理由がございましたので、それは業者側の理由ということでございまして、異常とまでは考えてはおりませんでした。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 予定価格の立て方、あるいはその結果、落札率が99.65%だったということについてどうだったのかというお尋ねでございまして、午前中にほぼ似たような足立議員からのお尋ねもございました。まずは設計金額については、限られた予算の中で建設物価等の単価の積み上げにより積算をしております。そして、その設計金額に基づき、幸田町契約規則にある規定に準じて予定価格を設定をしたということで、これについても適正な予定価格が設定されていたものというふうに認識をしております。結果的に、今回の99.6%という落札率については先ほどの午前中もお答えさせていただきましたが、結果的に予定価格が実勢価格に近かったということで、おのずとその落札率が期待したほど下がらず、99.65%というところでとどまったというような経過ということで認識をしております。

それから、もう1点、今回の北部中学校の増築については軽量鉄骨造ということで、過去においてもいろいろな議論があったようでございまして、その軽量鉄骨が何社製かというお尋ねであったかと思いますが、それこそプレハブ住宅だとか、プレハブのよく勉強部屋みたいなやつがメーカーでセキスイだとかあると思いますけれども、そういう今回の軽量鉄骨によりつくるということについては、何社製というパッケージのものを持ってくるということではないものですから、何社製という積算で行っているものではないというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 電子入札の結果が4社辞退ということで、金銭的な問題があるよということであったわけでございまして、金銭的な問題なら高い札を出せばこれは問題

ないわけでありまして、金銭的なもので入札ができなかったというのはどうだったのかなというふうに思うわけでありまして。ですからそうして点で、指名をした時点で辞退とすることができる仕組みにはならないのかということをございます、その辺のところはどうなのかということをございますけれども、例えば業者を指名するに当たっての選定方法、そういうものがもう少し明確にならないのかということをございますけれども、例えば指名された業者がちゃんと応札できるかということをございますけれども、その辺のところをお聞きしたいなというふうに思います。

この工事概要の中で6教室をつくるわけをございます、軽量鉄骨でつくる場合は、これは空調はもうセットでなければとも教育環境に対応できないよと、とても勉強できない状況も出てくるよと、暑くて冬は寒いと。こういうようなRC構造と違って温度変化に対応できないというようなことが言われている中で、この増築校舎本体には空調が含まれた中での落札価格であったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員が言われました金額が高いということであれば、高い金額を入れればいいのではないかと御意見でございましたが、幸田町につきましては予定価格を公表しているということをございます。指名の時点で予定価格を通知をいたしますので、予定価格以上の金額での入札というのは、これはできないというルールになっております。あくまでも予定価格以下で入札をしてくださいと、それができなければ辞退をしてくださいというのがルールになっておりますので、まずこれはできないということをございます。

それと、指名した時点で例えば辞退をしてもらえばいいのではないかとのお話もいただきましたが、業者につきましては、指定をされた時点で予定価格というものがわかります。それから積算の資料、仕様といったものが指名の時点でわかるということですので、指名を受けてから業者は積算をして金額的に幾らでできるのか、それから工期的にやれるのかとか、そういったことをいろいろ検討した上で金額を弾いてくるということになりますので、指名の時点ですぐに辞退ということは、業者はそれこそそれをやればやる気がないということになってしまいます。それに対しては、こちらも指名をする前に当然細かい工事内容だとか、金額だとか、工期、そういったことはお知らせはしておりますけれども、今町としてはこんなような工事を考えていると、あなたのところでその工事を受けることは可能ですかと。例えば、今回のように中学校の校舎の増築だということになりますと、そういった学校関係の実績はありますかとか、例えば全く経験がないものですからできないですよと言われて、それで指名はしないのですけれども、可能は可能ですよというお返事をいただいたところを指名しているということをございます。その中で積算をされて、今回はちょっと見送らせていただきたいということで辞退をされているということをございますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回の請負契約の中で、増築校舎について空調設備が含まれているかどうかというお尋ねにつきましては、前々から申し上げておりますとおり、全6教室、特別教室としての第2美術室も含めて全室空調設備を設置することとしており、

それが本工事請負契約の中に含まれております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） わかりました。今回の教室等につきましては、空調関係は全て含まれているということで、これは備品対応ではなくて、全て教室としての内容は含まれていて、その中に空調も含まれているということで、全て含む金額になっているということでもありますね。

次に、防球ネットについてお尋ねしたいというふうに思いますが、今回の工事の中で防球ネットの整備も行われるわけですが、前々から北部中学校の防球ネットにつきましては高さが足りなくて、ボールがオーバーしてしまうということが言われておりまして、改善をとということであったわけですが、今回の防球ネットの整備工事の中では、こうした学校側の要望がきちんとこの中に盛り込まれているのかということと同時に、この防球ネットは高ければ高いほどいいというものでもないわけですので、それにはやはり安全面も十分配慮をしていかなければなりません。とりわけ南海トラフということが想定される中で、きょうも地震速報の中であったわけですが、お風呂の煙突が壊れて倒れてしまったとか、こういうことがあって、やはり防球ネットにおきまして支柱を建ててネットを張るわけですので、そうしたものが倒れてくるとまずいわけですので、そうした安全面についても確保しながら、なおかつ高さもきちんと確保ができるかと、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 防球ネットに関するお尋ねでございますが、今回の工事の中で野球グラウンドのバックネットを南側へ約10メートル移動させます。それに伴いまして、今、議員がおっしゃいましたように、もともとライト側にボールが出ていってしまうという心配があったところが余計出ていく可能性が高くなるという声が学校のほうから寄せられておりました。それを受けて、右翼、ライト側の長さが縮まり、校外へ打球が飛び出すことが懸念されるということに対しましては、それを防止すべくライトの西側から南側にかけてL字型に高さ13メートルの防球ネットの設置をいたします。この13メートルというのは、今現在あるダイヤモンド西側の既存の防球ネットと同じ高さであり、それがライト側に13メートルということで、十分必要な防球効果が得られるものというふうに思っております。また、その安全性については、防球ネットという目的を持った構造物をつくるということで、支柱それからネット等については安全を確保できる設計ということでやっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この安全面でありますけれども、北部中学校につきましてはもともと軟弱地盤ということもございます。そういう中で、やはり安全性の問題というのは避けて通れないわけですので、そうした面にも十分配慮しながら行っていただきたいというふうに思うわけがあります。また、防球ネットのところのほうから車両も出入りをするというところから、生徒の安全面、この辺も十分確保しながら工事に対応できるかということもございますが、その点についての安全性はいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 防球ネットについては13メートルのポールを建ててということになるわけですが、設計はできているわけですが、施工中にも危険が想定されるような状況が万が一にも出れば、それはそのときに安全第一ということで考えていくべきかと考えております。

それから、工事中の安全対策ということについては、午前中に都築議員からも同様のお尋ねをいただきましたが、グラウンドの西側から増築校舎周りに高さ2メートルの鉄板で仮囲いをし、子どもが動くエリアと工事に関するエリアの動線が交わらないように完全分離をして事故を防ぐという予定をしております。また、工事車両につきましても、その出入り口はグラウンドの西南、野球グラウンドのライト側ということで誘導員を常駐させるとともに、着工前に御近所に工事の周知、御協力依頼等をして、期間中の安全対策には万全を尽くすという予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 12社を指名して、4社が辞退をする。3分の1が辞退だよという、まさにこういう事態を生みました。指名審査会であなた方はどういうふうな見解を持っているのか、まずそこから。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、指名審査会の見解ということでございます。辞退につきましては、受付期限までに辞退届を提出されているということで、今回については応札のほうは見送るということで企業の判断でされたものであり、棄権ではなく誠意をもって辞退届を提出されていることから、適正であるというふうに考えております。もちろんこちらとしましては、全ての企業に積極的に応札していただきたいというふうに考えてはおりますが、残念ながら今回は3分の1の業者が辞退となってしまったというふうに考えております。指名に当たっては、指名審査会におきまして選定基準に基づき、過去の実績や履行能力等を踏まえ総合的な判断により、入札参加が見込まれる12社を選定したということですが、4社の辞退という結果になったということで、棄権や辞退が発生しないように業者への事前確認、これは先ほども説明しましたが、詳細な仕様書もない状態での意向の確認程度であります。こういったこともするように指名審の中でも指導はしておりますが、指名通知後、設計書、それから仕様書、金額、工期、こういったものを確認され、残念ながら辞退されたということであるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁を聞きますと、12社指名をして、4社が辞退をしました。その辞退をしたというのは業者の判断ですよ、それはそうでしょう。ただ、その後あなたは何と言った。誠意ある態度ですと、まさに業者に丸め込まれて、業者を一生懸命カバーしてね、いい業者だよと。辞退はしたけれども、ちゃんと誠意ある対応をしましたよといったら、そんなものは指名審査会あつてなきのごとくだと言っては語弊があるけど、完全に指名業者になめなめにされているようだ。そういう認識、感覚はないで

すか。あれは誠意ある対応ですよといったときに、じゃあ、指名審査会というのは何ですか。12社を指名して、この事業に参加してくださいよということを指名審査会が指名をしましたので、ぜひ応札してくださいよ。こういうのがあなた方の立場だし、見解でなければいけないと思います。結果的に4社が辞退して3分の1が辞退をしたときに、それはしょうがないでしょうと。黙って何もやらなくても、誠意ある対応でしたといったら要らないやんか、指名審査会なんか。名前だけで指名審査会だということだったら、名前だけの審査会ではないでしょうか。名前だけで指名して、あと指名の実績が欲しい業者がいるわけだ。指名してもらって辞退したけれども、幸田町から指名を受けたという実績は残るわけですよ。そうしたときに、業者の業績に幸田町の指名をいただきましたよという、業者の経歴の中に入ってくる。そうした点でいくと、まさに形骸化をされて、指名審査会が言ってみればなめなめにされていると、こういう認識はございませんか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 誠意あるということで説明させていただいたわけですが、基本的に辞退につきましては、幸田町競争入札参加者心得の第3条第3項で、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではないというふうに規定をさせていただいているということで、正規の手続を経て辞退をされたということで、この辞退に関しては問題ないというふうに考えております。例えばそれが辞退ではなく棄権というようなことであれば、無断で応札しないというようなことでございますので、これは正規の手続を踏んでいないということになりますので、そういったものはまことに遺憾な事態ということで捉えているということで、例えば棄権等であれば次回の入札参加審査委員会にて次の指名から外すだとか、そういうペナルティー、そういったこともやらせていただくということもあります。ちゃんと正規の手続を踏んで辞退、要するに業者のほうもしっかりと積算をされた上で、検討した上での辞退ということだというふうに私どもは思っております。その上での辞退ということで、やむを得ないだろうというふうに考えている部分があるということです。ですから、辞退イコール悪だとかいうふうには思っておりません。もちろん全ての業者に応札していただきたいというふうには思っておりますが、やむを得ず辞退ということも想定の中には入っているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 想定内の対応でございますので、私どもはそれは結構ですよ。まさに誠意ある対応でございますよと、想定範囲内だと。そうしたときに、じゃあ、指名審とは何だと。言ってみれば結果からすれば、いろいろへ理屈は理屈をつけて正当化されるけれども、実態として幸田町がなめなめにされた。なめなめにされたときに、じゃあ、どうするのだ、ペナルティーだと。ペナルティーではなくて指名停止にすればいい。指名停止はペナルティーではないはずなんです。それは行政が運用の中でどうするかという点でいきますと、できるわけですよ。行政として指名停止ということをやれば、私は別にそれはペナルティー云々ではないと。誠意ある対応だよということを言いながら、その誠意とは何だと。御指名いただきましたけれども、辞退しましたよと。こうい

うことについてあなた方が全部理解、あれも理解これも理解、よっしゃよっしゃで、今の議会と一緒に。あれも賛成、これも賛成といって、自己弁護しながら自分の言ったことを正当化する。こういう手合だから、今回の入札の関係も議会の状況も全く根っこは一緒。そういう点からいったら、あなた方の権限の中における対応の仕方としては、指名停止はペナルティーではないですよ。そういう点でどういうお考えなのか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 業者につきましては、当然幸田町のほうに登録をさせていただいて、要するに指名の機会を与えてほしいということでの登録をされているということでございます。今回の入札の辞退、こういったものを認めるということは、競争入札の意味を失わせる結果につながりかねないと、そういうおそれがあるということもございませぬが、契約につきましては発注者とそれから受注者が対等の立場で行うものであるというふうに考えております。ですから、発注者の立場を利用して入札への参加を強要するようなことは契約対等の精神に反するということにもなりますので、また強制的に入札に参加させたといたしましても、実質的な競争入札とは言えないというふうに考えております。当然辞退をすることでこちらのほうは一切ペナルティーは考えておりませぬ。ただ、毎回毎回辞退というようなことがあれば、要するに応札するつもりはないと、そういう気がないというふうに判断すれば当然指名から外すということもあり得ますが、1回の辞退でそういったことまでの判断をするようには考えていないと。要するに、当然業者にもそれなりの理由はあるということでは考えておりますので、よろしく願います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 極めて理解ある、懐が深いなど。その懐が深いものだから、手であってなかなか心臓がつかめへんということとあわせて設計金額に対して、設計金額が幾らだといったら、いや、それは申し上げられませぬわと言ったよな。それはいいけど、その裏返しとして、設計金額が予算額を上回るということはあるでしょ。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 設計金額が予算を上回るかどうかということですが、基本的には予算を上回る設計金額はないというふうに考えております。予算がないものを設計はできませんので、あくまでも予算内での設計というふうになるというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 随分賢くなったなど。以前は、設計金額が予算を上回ってもいいですよ。よりいいものをつくるために設計して、予算額が今回3億円だと。3億1,000万、2,000万になっても、要は予定価さえあって予算の範囲内であればいいじゃないかと、こういう論法をとってきたんです、あなた方は。今見える人たちはそういう世界にはいなかったものでね、ただ、昔は設計金額イコール予算額ではない。予算額とは、予定価を下回らなければ、たとえ1円でもいい、860円でもいい。こういう内容の中で設計をやられてきたという点からいくと、言ってみればここで申し上げているとおり、設計金額に対して入札参加業者は何社かと。これは要綱で決まってるわけだよ

ね。だから、要綱で決まったときに、これは以上なんだな、何社でなければいけない、12社でなければいけないとか、10社以上だとか、8社以上だとか。その金額によって指名参加業者数が変わってくるわけですが、今回の関係でどういう、これは12社だ。12社でなければいけないではなくて、以上なんだな。全部以上になってるといったときに、12社に限定をしたということはどういうことですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃれるとおり、今回の設計金額ですと2億5,000万円以上、建築ですと5億円未満につきましては12社以上というふうを選定業者数は決まっております。あくまでも言われたとおり、以上です。それから、もう1つ、そのうち町内を7社以上、それから町外は5社以内というふうにうたわれているということでございます。今回その12社のうち8社を町内のBの特定以上の業者で入れたというのは、町内では8社しかないということですので、全てのB以上の特定を持っている8社を入れたということでございます。そうすると町外はあと5社以内ということで入れることができますので、マックス13社を今回の規定ですと入れることが可能であったということではあります。少しでもやっぱり町内の企業、先ほどからも出ておりますが育成という部分もでございます。ですから、町外を多く入れるのではなく、町内はマックスで入れておりますので、今回は町外は4社というふうにさせていただいて、12社で入札のほうはさせていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第37号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 37号議案お願いをします。

Windows 7というOSのサポートが終わるのは、あと1年半も先のことでございます。それにおいて慌てて買う必要がないなと思うので、今回の質問をさせていただいているわけですが、今年度一度に380台という大量のパソコンを一括購入する、まずその理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、議員が言われるとおり、今回OSでWindows 7のサポート期間が平成32年1月14日、あと1年半の間に切れてしまうところから、それに向けての準備ということと、今回の一括購入の背景にありますのは、今使っておりますPCについては平成23年に取得しております、それが7年経過をしているというようなこと。これが実質この減価償却資産の耐用年数等に関する条例では耐用年数4年ということで、4年は遥かに超えているわけですけれども、支障はないわけですけれども、実質7年を経過しているという状況であるということ。また、修理対応のそういった機種、性能部品などがもう既に昨年12月末に終了しているというような状況から、今回早期に購入をするということが必要だということから踏み切ったものであります。実質、今現在まだ1年半ほどございますけれども、今後想定されるものとして多

くの企業がその自治体でWindows 7を使用しているという状況で、そのサポート期間が終了に近づくとつれて需要がさらに高まるだろうと。また、その価格の高騰とか、パソコンの不足が生じるおそれがある。そういったことから全体に一括して今行おうということでもあります。この背景には、以前WindowsのXPが平成26年4月のサポート切れのときにこういった事態がありまして、なおかつ消費税の増加ですね、5%が平成26年4月には8%に変わっております。そういった面でそういった消費税駆け込みも含めて、いろいろな背景の中でそういった事態が生じていると。今回も例えば消費税のことも加味すれば、ある意味来年のそういった事態になるといろいろな部分でなかなか購入のコストも含めて支障が出るだろうということから、今回こういった形で一括購入で平成30年度にて購入というふうな考え方を持ったものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 一括大量更新のメリットというのは当然でございますが、一遍に同じものを買えば、システムのエラーとか、バグといったリスクも同時に一遍に大量に起きると。同じものを買えば同じふぐあいが同時に起きるということは、これは常識の範囲だと思っておりますが、そうしてみると380台のパソコンを同時に買うと、その中に含まれているバグは同時に起きてくるわけですので、そういった意味のいわゆるリスクというものとは考えられないものなのかなということと、それから職員が新しいパソコンや新しいソフトを使うとなれば、それなりにそのソフトやパソコンになれる必要がございますよね。それについては随分時間がかかる問題ですので、そのためにいわゆる業務効率が落ちていかないのかなということが心配されます。研修会や講習会は実施されたのかということも含めて、やはり年度を分けて買っていったほうが、これはいいのではないかなと思うのですが、その辺についても再度お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回一括購入する背景には、金額の低下を狙うものと、また同機種の同スペックのものを調達することでパソコンの管理とか、運用のメンテナンスが容易になるというような面、またセキュリティ対策についても同様に対応できるというふうな背景があります。同一機種であれば、その仕様の違いを考慮することなく操作問い合わせができるとか、また相性問題についても同一機種であればある意味把握しやすいというようなこと、また職員間での操作性が一緒になるものですから、そういった面での指導・サポートのしやすさがあるといったこと、また保守点検などの依頼先が同一であるため迅速な対応ができるというふうなことでございますが、今議員が言われたように同一スペックで同じものを一気に買うと、一気に壊れるのではないかなとか、一気にそういったふぐあいが出るとはならないかなということをお自身も感じるわけですが、今現在、実質同じ状態での購入であれば、そのふぐあいは逆に把握しやすいのではないかなというようなこと。また、残すことによってある程度の、今回は購入ということでございますけれども、これを切りかえるときにいろいろなふぐあいがあると思えます。そういったものをやっぱり期間のある中でいろいろなふぐあいを整理したり、またアプリケーションもこれに合うかどうかということもそれぞれやってみないとわからないという面がございます。そういった面も含めて、今いろいろな部分でこのセキュリティ

ソフトの対応も含めていろいろな部分をチェックするという面でもこの時期に購入をして、それを切りかえには時間をかけていくというふうな形が一番妥当であるというふうな考え方で行っております。そういう面では、最終的には同一機種、同一になりますけれども、それに切りかえのためのいろいろな部分はやっていきたいなと思ってますし、研修とかいろいろな取り扱いのための講習なども含めて、今までと違うところは当然あるわけですので、そういったものを職員のほうでいろいろ把握したり、ふぐあいがないように対応をしていくというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 5月18日の総務教育委員会の資料によりますと、現在パソコンは全部で335台あると。これを380台にすると、そのような案が出ておりましたが、335台がなぜ380台になるのかというその根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回380台の購入ということになります。今現在職員が使用しているのが335台ということですので、実質ふえていくわけですが、45台の新規での追加ということになるかと思っております。そういった背景には、今利用している中で要望の強いもの、そういったものを背景に例えば保育園のパソコンが実質各園3台であるのを4台にしていったり、また上六栗子育て支援センターに1台、また多代交流施設に1台というふうな形での増加を含めて、そういったものが10台。それ以外に、非常勤の職員、嘱託職員、そういったものへの対応もあり、また、さらには32台ほど、協議会の資料にもございますけれども、いわゆる30人規模のパソコンを使用している研修、こういったものに活用していきたいなということでもあります。こういったものは、実際には先ほど言ったようにふぐあいのないようにするための部分であったり、いろいろな職員の研修のためにも使ったり、パソコン自体の研修に使ったりとか、それ以外にも今はパワーポイントを使ったりしていろいろな研修を行ったりしておりますけれども、やはり新規採用職員の研修とか法制執務、財務会計システム、ホームページの編集操作、例規システム、例規ベースの関係、こういったようなこともそういったパソコンを利用して行う。これは自分のパソコンを持ち込んでやるという方法もありますけれども、中身がそれぞれ違うものですから、そういった面ではこれを共通のいわゆる研修用、貸出用というような形でパソコンを32台追加しているということから、合計で実質45台ほど追加しておりますけれども、そういった形で380台ということを用意しております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 335台が380台にふえる、これを更新という言葉で言えるのかなというのが疑問に残ります。新規購入ではないのか、なぜ更新なのか。例えば細かい打ち合わせは今説明がございましたが、多世代交流施設というところには現在パソコンはゼロでございます。それが1台を今度新しく加わる、これを更新という。ゼロのところから1台持っていくことを更新という、新規とは言わない。更新という言葉の定義について少し確認をいただきたいというふうに思っております。新規と更新とはどう違うの

かということでございます。全部で45台分のうちの約7割の32台が貸出研修用であるという話が今ございました。このパソコンの情報管理はどこ所属で誰がするのか、貸出用をとというのが気になりますので、貸出用だからといってその情報管理がきちんとできるのかと、責任はどこにあるのだということをごきちんとお伺いしたいと思っております。所属の部署がきちんと管理できないような貸出研修用が32台に大幅にふえてしまう。このことによる情報の漏えいというのは心配されることがないのかということについてお伺いしますので、これもまた更新というカテゴリーの中に入るのかということについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、新規と更新の関係でございますけれども、今回上程をお願いしておりますのは更新という形で、335台を380台にふやしながら、幸田町職員のパソコンの更新を行っていくということで、個々のものについては一部追加があったり、いろいろな分がございます。それは総じて更新と申し上げているわけでございます。それと、先ほど申し上げた研修用のパソコンにつきまして、これが結局自分のものを持っていくとそういった情報的な管理が難しいということから、そういった研修用のパソコンを別途用意しようということと、また貸し出しの場合も全てその中のパソコンそのものに入っている情報については、個人情報も含めて全く入っていない状態の中で取り組むということでございますので、パソコンの責任者はもちろんこれは所管課では企画政策課になりますけれども、そういった中で貸し出しをしながら、またこれはその現場に行くのが基本的には職員が立ち会うことになりますので、そこで立ち会う職員がしっかり貸し出し、返却を含めた対応をしていくということで、これを全体的に職員の中でもやはり研修を踏まえて、こういったセキュリティポリシーのもとでこのパソコンを管理していくという考え方でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今の更新と新規の説明がございましたが、新規も更新もひっくるめてという説明がございました。もう少しすみ分けをした形の言葉で使い方の説明がいただきたいと思っております。やはり、新しく買うのは新規だろうなと思っておりますが、それはやっぱりそれも更新だと言われるとその区別がよくわかりませんので、再度お願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、何度も申し上げますけれども、実質中の部分として今回議会として上程させていただいているのは更新としてお願いさせていただいていると。その中に一部追加もございますよということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 確かに配置計画を見ると、それぞれの部署にプラス1の形で新しいのが入ってきますよね。それを言っているわけでありまして、もともとの持っている台数を新しいパソコンに置きかえるのは、これは更新だろうと思うのですが、そのプラス1とかプラス32という部分、または0が1になるという部分はこれも更新なのかということをごきちんと聞いていますけれども、その辺のところはわかるようにお願い

いをします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実質、例えば保育園などでは1園あたり3台であるのをプラス1にして4台ということで、プラス1については、これは数としては追加になっております。そういう部分では更新ではないわけですが、トータル3台を4台にしながら、全体の職員のパソコンについては更新をさせていただくということでございますので、よろしく願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 追加、新規、更新という言葉が実にうまく動いておりますが、やはり言葉としては更新と言われたものですから、じゃあ、新しいのはどうするのかと思って今聞いたら追加だって、追加は更新だって、その辺がよくわかりませんので、このような議題がまたあったらそのときにもお伺いします。

Windows 10に変更されますね。そうすると、Windows 10にすると家庭でもよく起きる問題なのですが、周辺機器やソフトが使えなくなりますね。そういう周辺機器、ソフトというのがございます。まして今回はWindows 7ですから、これは多分32ビットですよ。今度買うのはWindows 10の64ビットですから、周辺機器の中には使えないものとか、ソフトの中にも使えないものが当然出てきますよね。それについての対応についてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 更新と新規については、そういった面では実質今回の議会上程については更新という、そうしてのもので御理解を願いたいと思います。

それと、Windows 10についての対応は、これは実質64ビットになってきますので、その部分では今までのものとソフトウェアが対応できないということがあったり、周辺機器が対応できないというようなことがございます。それに対して、実質はその部分を改めてインストールする形での周辺機器を作動できるようにしていきたいということでもあります。これについてはいわゆる情報の管理者である企画政策課のほうで、そういった周辺機器へのアプリケーションソフトウェアについてのインストールについては責任を持って企画政策課のほうで行いながら、各所管であります周辺機器への接続がふぐあいのないように取り組んでいきたいと。ただ、これはWindows 10でのそういった実際にふぐあいが出たりとか、いろいろな面は想定されます。そこら辺をいろいろと試行錯誤しながら、セッティングをしていきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） Windows 7が10になるときというのは随分いろいろ使えなくなる周辺機器やソフトというのが、これはたくさん出てきますね。それを全部買いかえるとなると、また物すごくそれに対するお金もかかってくるわけですが、そういうものはこの中に計算として入っているのかどうか。また、使えなくなったものの周辺機器の処理ですね、後処理についてはどうなっているのかということについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、Windows 10についていろいろ家庭用も含めてふぐあいが出たり、いろいろ使いにくかったりという面はうわさには聞いております。ただし、いろいろな部分、Windows 10を移行する上ではそういった周辺機器へのセットアップ、この辺もしっかりやっていきたいと思っておりますし、現在Windows 10になることによって今ある周辺機器が合わないというふうな状況は想定していないという状況でございますが、ただ、これはやってみないとわからない部分がございます、これは今後セットアップする中でふぐあいであったりとか、もしくはWindows 7のままある程度運用しないとしばらくはできないとか、そういった面もあるかと思えます。その辺を整理しながら移行をしていきたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 買ってみなくてはわからないでは次の日から仕事にならないわけですから、その辺のところはきちんと調査をして対応できるようにしていかないとまずいことかなと思いますので、その場その場で何とかありますという問題ではないと思っておりますので、お願いをします。

5月18日の総務教育協議会の中で、要らなくなったパソコンは今度どうするのだという質問をしましたら、パソコン335台は破碎処理をすると、そういう説明を受けました。335台をそのまま破碎処理という難しい漢字を使った処理の仕方をするそうでございます。要らなくなったパソコンはごみか資源かというような問題がありまして、パソコンを更新すると今までのパソコンはごみとして処理する、2番目、資源として活用する、3番目、適切な処理をして再利用すると。3つの方向があると思うのですが、今回は法律によってパソコンリサイクル法、すなわち資源有効利用促進法に照らしてみると、どの方向で要らなくなったパソコンを処理しようとしているのかお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 基本的には破碎処理をするということで協議会の中では説明させていただきましたが、これについて御提案をいろいろいただきました。今回上程させていただいているパソコンについては更新、いわゆる新たに購入するもので、現在のパソコンをどうするかというのはこの議決案件には入っておりません。そういう面では、今からこれを協議会の御提案に基づいて検討をしていくというものではありません。ただし、今ありましたように、いろいろな活用の仕方の中で事業系のパソコンの部分の資源有効利用促進法については、いわゆる法人などから使用済みパソコンをメーカーがリサイクルするという形の中ではございますけれども、実際に事業系のこういったパソコンについては有料という形になりますので、実質にこういったものを有料で処理することになると、なかなかやはり検討する上では1つのハードルだろうなと思います。家庭用についてはそういったリサイクルマークがついておりますので、そういった面ではいいかと思っておりますけれども、事業系のこういった官公庁で使うパソコンについては、いろいろな面で資源有効利用促進法の上での部分では料金の部分でハードルは高いのかなということもございます。ただし、協議会で御提案いただいたようにこの活用方法、今の既存のパソコンの破碎処理でなく活用できないかというようなことについてはさま

ざまな角度から検討を進めている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この前の5月28日の説明は破砕処理でした。今、きょうは6月18日ですか、1カ月後にはそうじゃないよと、今検討中だと。もうあと1カ月ちょっとで新しいパソコンがやってきます。これはいつまでにどういう形で検討してるのか、どういう方向性が出てくるのかということも、これはきちんと今回させていただきたいと思っておりますので、今はどう考えているのかをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実際にパソコンの納入については7月末ということでございますけれども、新しいパソコンについては。ただし、今現在使っているパソコンをいつ処分するかというのはまだ時間はあるわけですので、そういった面ではこの検討する時間についてはあります。今現在検討している状況を御紹介させていただきますと、例えば御提案いただいたようにパソコンの分解をしてみたらどうかとか、いろいろな部分で教材に使うことが可能ではないかなということで、例えば少年少女発明クラブが50名程度毎年いますので、そういったところでパソコンを分解してみるとか、またそこには職員がもちろん立ち会っておりますので、そこに入っている情報なども幾ら情報を全部消したとしても残っている可能性もあるというところから、職員が立ち会った上で例えばそれを分解だけでなくプログラミングの研修とか、例えばロボットを操作するためのいろいろなプログラミングがありますけど、そういったものに使ってみるとか、またキーボードの演習とか、そういった部分では再利用という考え方としては1つ考えられるのではないかなということであります。また、こういったそのままデータを消して使う方法とまたそれ以外にリサイクルの部分も、実はいろいろな部分でリサイクルの先ほどありましたようなことから、またもしくは東京五輪に向けてのいろいろなレアメタルの部分でのリサイクル、こういった面もございまして、そういった取り組み方も1つあるだろうというようなことから、これをどれを何台どのようにするかということはまだ多少時間はございまして、そういったものを検討して進めていきたい。もしくは、先ほど最初にありましたように、なかなか移動にセットアップの部分でふぐあいが生じたり、いろいろな面でまだWindows 7しか動かないようなソフトを使っている箇所がございまして。そういった面でのそれを移行するための時間という面は、またサポート期間の中で整理することも不可能ではないので、そういった部分のお時間はいただけるのではないかなということでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） パソコンは日々進化しておりますし、同じようにパソコンの再利用についても、これもやはり日々進化をしているわけですから、慌てて僕は破砕処理をする必要はないなと。もう数年とっておけば、どこか倉庫に入れておけば、その活用がまた絶対再利用できる方法が見つかるような気がしますので、処理はいつでもできるわけですからどこかにしまっておいてもいいのではないかと、そこで考えればいいというふうに私は思っておりますので、決して慌てる必要はないなと思います。もちろん学習教

材としてちょっと加工して再利用する方法もこの前申し上げました。現在ではいろいろな形でやはりパソコンそのものを再利用しますので、そうしてほしいなと思います。例えばWindowsなんか使わなくても別のソフトを入れかえてみれば、どんどんどんどん使い勝手のいいパソコンになってきます。そういうことを研究しているところは、愛知県が中心になって今やっていますよね。特に名古屋大学あたりは、パソコンの再利用については先端的にいろいろな研究をやっておりますので、いろいろな例えば岡崎の盲学校とか、いろいろなところで再利用したパソコンを使って、子どもたちが例えば点字の勉強をするとか、いろいろなことをやっております。これはWindowsを使ってないですよ。そういう形で新しいソフトに入れかえることによってパソコンが再利用していくというのは名大がやっていますから、そこからいろいろな知恵をかりてくるところが僕は一番いいと思いますので、今慌てて処理をする必要はないですからどこかお蔵に入れておいて、一番いい方法で再利用したほうがいいなと。パソコンはやはり資源ですからもったいなくて、これをどんどんぶっ壊して東南アジアのある国のごみの山の中に持っていくと、そういうことをしないほうがいいと思っておりますので、その再利用計画についてはきちんと腰を据えて、年度内に解決するのではなくて何年もかけてもいいから、やはりそういう問題は今後日本のパソコンはどんどんどんどん更新していくわけですので、380台というこの機会を捉えて、パソコンの処理の仕方はこうあるべきだということを実践していただきたいと思っておりますので、その辺の考え方をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） ありがとうございます。実際にいろいろな活用の仕方があると思うんですけど、ただ、我々は情報を管理する立場でもあるという中で、個人情報とかいろいろな面がある中で、今現在使っているパソコンの中の情報またいろいろな部分で、これがほとんど今削除できる状況にありますけれども、完全に削除ができるということと言い切れないというところ辺が今回の部分であります。これは技術が進歩すれば完全に削除ができるようになるのかもしれませんが、今は専門の方に聞いても、ほぼ99.何%はもちろん削除できますけれども、残る数パーセントなり少しでもあれば、これは行政としてはやはり住民の方も含めて個人情報を預かる側として、これは責任をとる部分で1人でもあれば、これは許されるものではないということから、やはりしっかりした処理、処分をしていきたいと。利用するのであれば、利用する側のしっかりした責任を持たなければいけないというところがありますので、その辺の整理をしながら、今多少お時間をいただきましたので、こういった部分をしっかり整理していきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後02時12分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私も、今、中根議員がおっしゃいましたパソコンの後処理につきまして、破碎処分ということで聞いてショックを受けている1人でございます。この職員用パソコンを買いかえるに当たりまして、6年間使ったと思いますが、もったいない、という精神から、7年前に更新したときも同じような議論になったかと思いますが、そのときの状況についてわかる範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 済みません、答えられる範囲でということでございますけれども、実際に平成23年に前回のものを行っておりますけれども、そのときについては再リースしたものを更新ということでありましたので、その辺についてはちょっと今回とは異なる部分がございますが、もちろんその時点でも再利用ということは議論をされたというのは承知しておりますが、済みません、それ以上についてはお答えができない状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私の少ない記憶では友好国のカンボジアで使ってもらったとかいうような記憶もあるのですが、ぜひまた姉妹提携している島原市とか、町内の小中学校、また町民の声を聞いて、パソコンは処分せずに中根議員がおっしゃいましたようにしばらく保管して、いろいろな声を聞いて対応してもらいたいなと思っております。いろいろデータの流出という心配もあるでしょうけれども、今言いましたように有効活用がないかということをお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 前回も含めていろいろな部分でカンボジアへの寄附とか、いろいろな部分がございますけれども、今回しっかり説明させていただいたのは、やはりデータが残るのは避けられない状況にあると、少しわずかばかりでも。そういった面では原則破碎していくのを原則としております。それで、こういったパソコンのいろいろな部分で責任あるところで目の届くところで再利用ができるという状況であれば、そういった部分は情報を管理する側としてはそういったことも模索していきたいというのが考え方としてあるのですが、あくまでも管理の外にいくような形であると、実際に中身と管理している方とは変わってきてしまうという面がありますので、これははっきり申し上げなければいけないのは、やはりほかへの寄附とか売却、こういったものは一切考えていないという状況でございますので、お願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 難しい問題もあるかと思いますが、すぐに先ほど申し上げましたように破碎処分をするのではなくて、いろいろな意味で検討していただきたいというのが私の願いであります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今の気持ちはわかるわけですが、あくまでもこのパソコ

ンのいわゆるデータを消去しただけの取り扱い方についてはかなりリスクを伴うものでございますので、これについてはそのまま利用するということは恐らく難しいだろうなということでもあります。それを何とか例えばハード的な部分で壊しても、例えばハードディスクを取りかえていろいろな面で殻だけ使うとか、いろいろな面のやり方があると思いますけれども、実質そのほうが逆に手間がかかってしまったり、いろいろな部分で今どきのいろいろな情報管理をする側としても、やはりそれが実際に再利用されることに対しては責任が取れる状況にはないということから、先ほど中根議員からの質問に対してもお時間をいただく中で検討いたしますが、かなりリスクを背負うものについては選択肢から外れていくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 今回の導入する必要台数ということでお伺いをするわけですが、ノートパソコンですから原則職員1台ずつということだと思いますけれども、職員の数が350数人、今回の導入は374ということで、その差はどういう方が使われるのか。まず、そこをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実際に今職員1人1台パソコンと申し上げておりますが、実際には消防職員とか保育園については1人1台パソコンではございませんので、その辺で数字が合ってこないということがございます。実際に積み上げてみますと、現在職員の数は358名ございますけれども、職員にそれぞれのデスクに置かれている状態というのが若干数字が異なるかもしれませんが、おおむね私が計算しますと276名ほどが1人1台パソコンに対応できているのではないかなと。それ以外のパソコンについては共同利用をしたり、いろいろな部分で各課に複数台置いてあるわけですが、各課1人以上の部分でのいわゆる共通の業務を行うために配備しているパソコンなどがあって、それが計算でいくと65台ほどございます。残る39台については、実際に今度購入する分としての考え方でございますけれども、研修用のパソコンという形であると思しますので、実質今の職員の数とこういったパソコン購入としての数等については整合していないということを御理解願ひしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 1人1台なくても業務ができる状態ということかなと思いますが、正規の職員ではなくても、嘱託の人、非常勤の人、業務によっては必要な方も見えるのではないかとこのように思うわけですが、そういった方への配慮もされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、議員が言われたとおり、いろいろな部分で税務課とか、福祉課とか、健康課の非常勤職員がそういったパソコンを常時専属で使うということではございますので、そういった配慮はしております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それから、ノートパソコン以外にデスクトップパソコンということで6台ということなのですが、これは8ギガということでちょっとメモリーが多い状況なので、もうちょっとデータ処理が主なのかなということをおもうのですが、この6台の配置についてはどういうところへ配置をされるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 失礼しました。デスクトップパソコンにつきましては、実際に企画政策課のほうで広報用に2台、あと4階の電算室の中に4台設置する予定でございます。これについては、広報についてはドキュメントの編集ソフトがかなり高スペックでないと動かないということでありまして、今現在もかなりぎりぎりを使っていて、かなり使いにくいという状況に今のWindows 7ではなっていて、Windows 10でまたさらに高スペックを行いたい。また、電算部門については、職員との遠隔操作を行うシステムが入ってあったり、また多部門からの要望で複数の処理を同時に行うというようなことも必要になってきたりということで、高いスペックが求められると。高いスペックとしてはCPUですね、集中演算装置についてはコアプロセッサの第7世代ということでの仕様になっておりますけれども、そういった部分。またメモリーについても4ギガでなくて8ギガバイトのものということで、ノートパソコンよりはより高スペックなもので対応しないと業務ができないという状況でございますので、この6台についてはそのようにさせていただいているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そういう特殊な広報とか電算とかのところを使うということで理解できました。

それから、先ほどの36号議案と同じように、今回も辞退された方が見えるということです。質問では1社辞退というふうに関連して書きまして、実際には2社の辞退があったということでもありますので、済みません、訂正をお願いしたいと思います。この2社の辞退の会社を見ますと、先ほどの36号議案の建設のほうは資本金から見ると低いほうの方たちで、金額が合わないとか技術者がいないというような感じでありました。今回のパソコンという機器の購入ですので、機種は決まってる、ソフトも決まってる、いろいろな面で右から左と言っははいけません、各会社の扱的なものだと思うのです。今回の辞退された日本電子とかリコーは資本金にして24億とか25億とか、相当に大きな会社が辞退をされているわけでありまして。先ほどの辞退とはちょっと違う様子だなというふうにおもうわけですが、これについては何か理由を把握されてみるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回指名業者は8社ということで、そのうち6社が応札して2社が辞退ということでございます。辞退理由につきましてはそれぞれ聞き取りをしておりまして、その結果につきましては、まず日本電子計算株式会社につきましては、仕様で示された数量及び納期より対応困難と判断したためということであり、事前確認の段階では納品が可能ということで聞いておりましたが、指名通知書により詳細な仕様を確認し、そろえることができなかつたというふう聞いております。また、リコーはパ

ン株式会社につきましては、仕様で示された物品の一部に当社の取扱品では仕様を満たせないものがあるためということでございまして、具体的には先ほど出ておりましたデスクトップパソコンの仕様でDVDの読み込みだとか、書き込みとともに可能なものというような指定がされており、対応予定品が満たせないということで辞退ということで、2社とも細かい仕様を見た上で対応できなかったということであるというふうに聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 一応まともな理由があったということだと思いますが、今回の入札につきましては、予定価格は公表しなかったということかと思うわけですが、これはこの資料にも記載はないと思いますけれども、これは私たちにも知らせることはできないということなのではないでしょうか。もしわかったらお願いしたいと思いますが。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 予定価格につきましては、先ほどの工事につきましては、テレビや新聞等でよく見かける贈収賄など、入札参加者が発注者から予定価格を探り出す不正行為から職員を守り、適正な入札が実施されるように事前公表というような形で行っております。先ほどデメリットもあるということもございましたが、メリットもあるということでこちらのほうは行っていると。今回のパソコン、こういった物品の購入におきましては、工事のように公的の単価だとか建設物価、こういった設計の基準となる金額がありません。複数の業者から見積もりや他市での実例、そういった実勢価格を参考に予定価格を決定しているということで、予定価格を公表することは今後の類似する物品購入の設計額だとか、予定価格を類推しやすくすることでもございまして非開示ということで、この物品につきましては事前も事後も公表していないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 今回のパソコンの購入の予算は5,000万円ということでした。実際の契約金額と比較しますとかなり、1,200万円ぐらいですか、残が残ってるという、非常に落札価格が低い状況です。先ほどとは随分数千万と数億の一桁違うような金額の中でこれだけの差が出てしまう、これは類推できなかつただけでこれだけの差が出るのかなという、いろいろな疑問が湧いてきます。この落札金額はどのようなのですかね、低いと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実際に5,000万の予算ということで可決をいただきましてこの執行をしているわけですが、所管課としましては、あらかじめこういったパソコン購入については設計を組む上で参考見積もりをとってございます。参考見積もりとしてはやはりその予算に近いものであったと思います。ただし、今度それをもとに設計を組んで入札をする段階で、これについては設計書を大幅に考え方を今回の購入の仕方について大きく変えてあるのが、以前ですと1つのメーカーでいろいろな部分を競争していただくということでございますけれども、今回についてはメーカーにとらわれないということからメーカー複数社、7社でございまして、その中での検討という

ことでございます。そういった面で、いろいろなメーカーがございますけれども、その中での競争原理が働いた結果このように金額的には差がつきましたけれども、そういった部分での効果が出ているのではないかなということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 低い落札率なのですが、落とされた会社は1億8,000万ですか、資本金、かなりしっかりしている会社だなと思います。履行のほうはしっかりできると思います。こういったやり方の違いによりましてかなりの差が出てきております。先ほどのまた蒸し返しをするわけではありませんが、公表をすることによるメリットを今おっしゃいました。このメリット、デメリットが2つある中で、公表しないと担当の職員のところへ業者が電話をかけてきていろいろと聞き出す、それがひいては規則違反のようなことを職員がしてしまうおそれがあるということだと思っております。予定価格を決定する時期を直前ぐらいにもっていけば、そういった危険はかなり回避できるのではないかと、そういう国の指針もあると思うのです。今回の幸田町、今までもそうなのですが、予定価格の決定時期というのは、ここでもしお話ができればしたらお願いしたいなと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 予定価格の決定時期というのは、こちらのほうはそういったルールはつくっておりません。当然指名通知を出す前までには当然予定価格の決定をしておくという、そうでないと当然指名通知が出せないということがございますので、それ以前につくっておくということはあると思いますが、いつにつくらなければならないというルールは今のところ設けていないということで、決済をとった日が予定価格の決定の日という形になっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それは今までの幸田町のやり方だというふうに思いますが、設計金額とか予算というのは、これは前もってわかってないと動きがとれないわけでありましてけれども、予定価格の設定というのはかなり少数の重要な担当の人たち、例えば副町長さんとか、企画部長さんとか、建設部長さんとかそういう人たちのみで、ある程度そのファクターは決まっているわけです。どういったことを勘案するのかというのは先ほど教育部長さんのほうからお話がありました。だから、ルールは決まっているわけですので、あとそこにどういう数値を入れるかだけの話なのです。ですから、なるべく入札の時期に近づいたところで設定してもいいと思うのです。だから、その辺を一度検討していただいて、よりよい方向になっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） そうですね。議員が言われるように、確かに予定価格をぎりぎりまで決定せずに、例えば指名審査会をやる直前まで決めないというようなこともやれば、要するにそうしたら漏れることも少なくなる可能性もありますが、当然決定する以前に幾らを予定しているのだというようなこと、当然予定の金額は決定するのは最終的に決定ですけれども、予定の金額というのは例えば担当レベルでも、部長レベルでも、

もちろん町長でもそうですけれども、当然そういったものはあるものですから、結局はそういったものを業者側からとしては聞きたくなくなってくると、幾らを予定しているのかということで、いろいろそういったことでされてくる可能性は高いということがございます。最終的に決定を幾ら遅くしても結果は同じかなというふうに思っておりますので、当面幸田町としては予定価格というものは事前公表、工事に関しては事前公表という形を続けていきたいというふうには思っております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の入札におきましても、2社が辞退とする内容でございます。また、落札価格につきましては、2番目の札を入れたところと600万の差というのがついておりまして、その中で読み取れるわけでございますけれども、今回この落札をしたトーテックアメニティ株式会社、ここが3,498万で唯一3,000万円台の落札になっており、ほかは全て4,000万以上となっているわけであります。幸田町のパソコンにおきましては一応富士通ということで指定もされておりまして、幸田町は今までもずっと過去の経過から富士通というこのパソコンを使っているわけでございますが、その中で入札執行調書を見ますと、NECネクサソリューションズ株式会社、ここがいわゆるNECを取り扱っている業者ではないかというふうに私は思うわけですが、隣の岡崎市さんはNECということで、たしか全てNECを使っておられるという経過がありまして、岡崎と幸田の通信指令のときにも1つ問題になったのは、この導入しているところの機器の違いであったかというふうに思います。今回NECも加えられたわけですが、先ほどの説明の中ではメーカーにとらわれない7社も加えて指名をしたよということであったのですが、なぜこのNECを指名をしたのか、これも1つお聞きしたいなというふうに思うわけですが、その辺のところはいかがだったのかということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の発注、設計を組む上でメーカーにとらわれないという背景には、ホストコンピューターが富士通ではなく、ホストコンピューター自体がないということですので、富士通にこだわることはないという状況に今ある中で、じゃあ、どこのメーカーでも構わないのではないかという発想のもとで今7社、富士通以外にNECとか、東芝とか、Dell、HP、パナソニック、バイオ、この7社の中で選択しながら取り組んでいただきたいということからこの設計を組んだわけございまして、その中で結果的に富士通になったわけですが、自由競争の中でメーカーにはとらわれていない、また逆に何にとらわれているかというとスペックを指定しているので、このスペックに合うものを積み上げた上での積算がされて、これだけの差が出ておりますけれども、それぞれのメーカーなどのいろいろな技量も含めていろいろな検討をされたと思いますけれども、この金額の差についてはそういったスペックをそろえるための部分での差が出ているのではないかなということでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、これからの方向としては、幸田町の電子機器につきましては富士通にとられることなく使いやすいといいますか、それぞれ積み上げたもので入札をこれからも、ほかもあるわけですので、入札に当たってはどのようにやっていく方向ということで理解をしてよろしいかということでございます。

次に、今回購入するのがノートパソコンを374台でございますが、先ほどもありましたように、本庁におきましては1人1台の配置ということでありまして、また児童館や保育園等にも配置をしていくということで、またプラスアルファの台数もあるよということであったわけでございますが、ない方たちにとって言えば、これは共同使用ということになりますけれども、それぞれ例えば使い方も人それぞれあるかというふうに思っていますので、そうした点におきまして、例えば作業がかち合ってしまうとかなかなか残業しなければできなくなってしまうとか、そういうことになりかねない事態ではなかろうかなというふうに思います。とりわけ保育園などにおきましてはそのようなことがないのかなというふうに思うのですが、そうした点におきまして1人1台の配置ということはできないのかということでございますが、その辺はいかがかということでございます。

それから、次に、現在使用中のパソコンの処理につきましては、破碎処理で全て処理をするよということでお聞きをいたしました。この処理はどれぐらいで行うのか、それともしばらく置いたのち行うのか、一斉に行うのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） まず、1点目の発注方式について、今回はこのように7社の中で選んで、スペック指定という形での発注の仕方をやってみたわけですが、その効果とっていいのかわかりませんが、ある意味3,500万円程度での落札ということでありました。これ以前の入札ですともう少し高い状況であったということから、この発想の中にはWindows 8から10に変える上でもおおむね10年、実質7年も使えないと。例えばWindows 10をこれで更新したとしても、またいわゆる期限が来てしまいます。そういった面では、極端なことをいいますと本当に売り手市場というか、マイクロソフト社のライフサイクルに基づいて我々が動かされているという面がございますので、そこはやはり価格的な面でしっかり競争できるような状態にするには、ちょっと筋違いかもかもしれませんけれども、こういったやり方によってなるべく職員のパソコンについては必要なスペックのみにして、必要なスペックを備えられる、そういった企業のほうに落札していくことで経費節減を図っていくというやり方でございます。これは一括購入で多く購入することによっての効果も出るということでもあると思いますので、これを今後このように全て行っていくかというのは、我々もこの結果を見た上で判断をしていかなければいけない。いろいろな面でこの結果がいいのか悪いのか、悪いということは許されませんが、実際にいろいろな課題はあると思います。そういったものを整理しながらやっていきたいというふうに考えている状況でございます。

あと、ほかのいろいろな出先とってはあれなんですけれども、保育園とか、1人1台パソコンについては実質なかなかそろえるというところと、あと実際にデスクがない

とどこに置くのかという問題もあつたり、もしくは各所管で、今は一括購入の中に多世代もたまたまタイミングが合ったということから一括購入のこの方式でやらせていただきましたけれども、ほかの部局では個別に購入ということもございますので、そういった面では我々はその辺は察知できない部分がございます。各所管での対応になるかと思えます。

最後の破砕という形での部分でございますけれども、実際には先ほど申し上げたように今後の検討項目でもあります。実際に、最終的に機械的にあなを開け、もしくは粉砕する破砕するという形のものに当たっては、これは最終手段でもあるということから、それ以前にいろいろな検討をしていきたいなということでもありますので、これは何台破砕をしていくかということも今現在議員方の御提案を受けて検討していきますので、この辺について時期を今いつという形での答えはできない状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 本庁以外の保育園職場等におきましても、机がないというようなことを言われたわけですが、最近机がなくても共同でシェアをしながら1人1台のパソコンを持って、コンパクトなそういうものがあるわけですね。それを持って移動をしながら仕事をするという、そういうスタイルが結構企業等では行われているようでございますが、やはり施設の関係上、そうした机に座って事務作業をする職員以外ですと、そういうスタイルのものがこれから主流になってくるのではなかろうかなというふうに思うわけでありまして、そうした点におきまして、やはり資料等も自分の中でつくるわけでございますので、そうした出先の職員においても1人1台配置ということもこれから考えていく必要があるのではなかろうかというふうに思うわけでありまして、ぜひこれからのそうしたことも検討しながら、時間外作業にならないような手だてでもとっていく、そういうことをやっぱり念頭に置きながらやっていただきたいなというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 1人1台パソコンというのは理想的であると思えますけれども、いろいろな現場が消防も含めてあります。パソコンが1台でも複数でシェアするというやり方ももちろんございますので、そういった部分での検討はしていくことも必要かと思えますけれども、今現在こういったパソコンの台数については、今は一括購入での部分ではこの内容にさせていただきながら、またさらに各所管でのそういった取り組みの仕方、また保育園現場ではパソコンよりもプリンターのほうがというような形のいろいろな資料づくり、そういった面もあるかと思えます。そういった面は各所管課でのいろいろな検討の中で加えていけたらということで、我々のほうとしては企画部のほうの考え方としては、そういった面の一括購入をさせていただくこの機会での更新という形での対応をさせていただいているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第32号議案から第37号議案までの6件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る6月27日までに取りまとめ、6月28日の本会議で報告願います

委員会の会議場はお手元に配付のとおりですので、よろしくお願いいたします。

ここで日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、6月19日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、6月19日の本会議は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、6月19日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上、これをもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、6月28日、木曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

大変長時間御苦勞さまでした。

散会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年6月18日

議 長

議 員

議 員